

0001

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「発起人の株式引受義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：各発起人は、設立時発行株式を少なくとも1株は引き受けなければならない。

ア．会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。発起人の株式引受義務を理解する。

イ．会社法105条1項はこれら三つを株主の権利として掲げる。株主の基本的権利を整理する。

ウ．会社法109条1項は株式の内容及び数に応じた株主平等を定める。株主平等原則の内容を理解する。

エ．会社法109条2項は非公開会社について一定の属人的定めを認める。非公開会社の属人的定めを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。発起人の株式引受義務を理解する。

イ：誤り。この説明は「株主の基本的権利を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主平等原則の内容を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「非公開会社の属人的定めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。発起人の株式引受義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「株式会社の定款作成手続を押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：発起人が定款を作成し、発起人全員がこれに署名し、又は記名押印する。

ア．会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。基準日制度の機能を理解する。

イ．株式会社の原始定款は発起人が作成し、発起人全員の署名又は記名押印を要する。株式会社の定款作成手続を押さえる。

ウ．会社法128条1項は株券発行会社の株式譲渡につき株券交付を効力要件とする。株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する。

エ．会社法308条2項により会社自身の保有する自己株式には議決権がない。自己株式の議決権制限を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「基準日制度の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。株式会社の原始定款は発起人が作成し、発起人全員の署名又は記名押印を要する。株式会社の定款作成手続を押さえる。

ウ：誤り。この説明は「株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「自己株式の議決権制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。株式会社の原始定款は発起人が作成し、発起人全員の署名又は記名押印を要する。株式会社の定款作成手続を押さえる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「定款の絶対的記載事項を識別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時取締役の氏名

ア．会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。株券発行会社の成立要件を理解する。

イ．会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。発起人の株式引受義務を理解する。

ウ．設立時取締役の氏名は会社法27条の絶対的記載事項ではない。定款の絶対的記載事項を識別する。

エ．株式会社の原始定款は発起人が作成し、発起人全員の署名又は記名押印を要する。株式会社の定款作成手続を押さえる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株券発行会社の成立要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「発起人の株式引受義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。設立時取締役の氏名は会社法27条の絶対的記載事項ではない。定款の絶対的記載事項を識別する。

エ：誤り。この説明は「株式会社の定款作成手続を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。設立時取締役の氏名は会社法27条の絶対的記載事項ではない。定款の絶対的記載事項を識別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「変態設立事項の効力要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：現物出資に関する所定事項は、原始定款に記載又は記録しなければ効力を生じない。

ア．会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。

イ．会社法34条は設立時発行株式について全額払込み又は全部給付を要求する。設立時出資の履行時期を理解する。

ウ．募集設立は、発起人が引き受ける株式以外の設立時発行株式について引受人を募集する方式である。発起設立と募集設立の相違を把握する。

エ．会社法28条は現物出資などの事項を原始定款に記載・記録しなければ効力を生じない相対的記載事項としている。変態設立事項の効力要件を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「少額現物出資の検査役調査例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「設立時出資の履行時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「発起設立と募集設立の相違を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法28条は現物出資などの事項を原始定款に記載・記録しなければ効力を生じない相対的記載事項としている。変態設立事項の効力要件を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法28条は現物出資などの事項を原始定款に記載・記録しなければ効力を生じない相対的記載事項としている。変態設立事項の効力要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「株式会社の原始定款の認証を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原始定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。

ア．株式会社の原始定款は会社法30条により公証人の認証を要する。 株式会社の原始定款の認証を理解する。

イ．会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。 設立無効の訴えの専属性を理解する。

ウ．会社法295条2項は取締役会設置会社の株主総会の権限を法令・定款事項に限定する。 株主総会の権限の違いを理解する。

エ．会社法296条1項が定時株主総会の招集を求める。 定時株主総会の招集義務を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。株式会社の原始定款は会社法30条により公証人の認証を要する。 株式会社の原始定款の認証を理解する。

イ：誤り。この説明は「設立無効の訴えの専属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主総会の権限の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「定時株主総会の招集義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。株式会社の原始定款は会社法30条により公証人の認証を要する。 株式会社の原始定款の認証を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款に定めがない場合、設立時発行株式の数や払込金額など所定事項を発起人全員の同意で定める。

ア．会社法303条から305条は議題提案・議案提案・通知請求を区別して定める。 株主提案権の内容を区別する。

イ．会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。 設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。

ウ．会社法309条1項が普通決議の原則的な定足数と決議要件を定める。 普通決議の基本要件を理解する。

エ．会社法309条2項は一定の重要事項について原則として出席議決権の3分の2以上を要求する。 特別決議の要件を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「株主提案権の内容を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。 設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。

ウ：誤り。この説明は「普通決議の基本要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「特別決議の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。 設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：標準

「現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：発起人は、裁判所に対し検査役の選任を申し立て、所定の変態設立事項を調査させるのが原則である。

ア．会社法831条は決議取消しの訴えの取消事由と3か月の出訴期間を定める。株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる。

イ．会社法331条5項は取締役会設置会社の取締役を3人以上とする。取締役会設置会社の取締役員数を理解する。

ウ．現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。

エ．会社法332条1項が取締役任期の基本形を定める。取締役の任期の原則を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の取締役員数を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。

エ：誤り。この説明は「取締役の任期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「少額現物出資の検査役調査例外を押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：定款に記載された現物出資財産の価額の総額が500万円を超えない場合には、検査役調査を要しない。

ア．会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。

イ．会社法355条が取締役の忠実義務を明定する。取締役の忠実義務を理解する。

ウ．会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。競業取引の承認規制を理解する。

エ．会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「代表取締役の代表権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役の忠実義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「競業取引の承認規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「設立時出資の履行時期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：発起人Aが設立時発行株式を引き受けた。Aの出資履行について正しいものはどれか。結論：Aは、引受け後遅滞なく、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又は金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。

ア：会社法34条は設立時発行株式について全額払込み又は全部給付を要求する。設立時出資の履行時期を理解する。

イ：会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。

ウ：会社法335条3項が監査役会の員数と社外監査役割合を定める。監査役会の員数・社外監査役要件を理解する。

エ：会社法336条1項は監査役の原則任期を4年とする。監査役の任期を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法34条は設立時発行株式について全額払込み又は全部給付を要求する。設立時出資の履行時期を理解する。

イ：誤り。この説明は「特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「監査役会の員数・社外監査役要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「監査役の任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法34条は設立時発行株式について全額払込み又は全部給付を要求する。設立時出資の履行時期を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「発起設立と募集設立の相違を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：募集設立では、発起人以外の者にも設立時発行株式を引き受ける者を募集する。

ア：会社法328条は大会社に会計監査人の設置を義務付けている。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

イ：募集設立は、発起人が引き受ける株式以外の設立時発行株式について引受人を募集する方式である。発起設立と募集設立の相違を把握する。

ウ：会社法331条6項は監査等委員である取締役の員数と社外取締役割合を定める。監査等委員会の構成を理解する。

エ：会社法332条3項・4項は監査等委員である取締役に2年の任期を定め、短縮を認めない。監査等委員である取締役の任期を区別する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「大会社の会計監査人設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。募集設立は、発起人が引き受ける株式以外の設立時発行株式について引受人を募集する方式である。発起設立と募集設立の相違を把握する。

ウ：誤り。この説明は「監査等委員会の構成を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「監査等委員である取締役の任期を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。募集設立は、発起人が引き受ける株式以外の設立時発行株式について引受人を募集する方式である。発起設立と募集設立の相違を把握する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011 設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「募集設立における創立総会の位置づけを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時募集株式の払込み等が完了した後、発起人は遅滞なく創立総会を招集しなければならない。

ア：非公開会社では会社法199条2項・309条2項により募集事項決定は原則として株主総会特別決議による。非公開会社の募集事項決定機関を理解する。

イ：会社法201条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を認める。公開会社の募集事項決定の原則を理解する。

ウ：募集設立では、設立時募集株式の払込み等の後に創立総会を開催する仕組みが置かれている。募集設立における創立総会の位置づけを理解する。

エ：会社法199条3項は有利発行について取締役の理由説明を要求する。有利発行における説明義務を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「非公開会社の募集事項決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「公開会社の募集事項決定の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。募集設立では、設立時募集株式の払込み等の後に創立総会を開催する仕組みが置かれている。募集設立における創立総会の位置づけを理解する。

エ：誤り。この説明は「有利発行における説明義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。募集設立では、設立時募集株式の払込み等の後に創立総会を開催する仕組みが置かれている。募集設立における創立総会の位置づけを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012 設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：標準

「発起設立における設立時取締役の選任を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：発起人は、遅滞なく設立時取締役を選任しなければならない。

ア：会社法208条5項は払込期日等に出資を履行しない引受人の失権を定める。募集株式の払込義務と失権を理解する。

イ：会社法210条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集株式発行等の差止請求を定める。不公正な募集株式発行に対する差止めを理解する。

ウ：会社法2条21号が新株予約権をこの趣旨で定義する。新株予約権の基本概念を理解する。

エ：発起設立では出資履行後、発起人が設立時取締役を選任する。発起設立における設立時取締役の選任を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「募集株式の払込義務と失権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「不公正な募集株式発行に対する差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「新株予約権の基本概念を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。発起設立では出資履行後、発起人が設立時取締役を選任する。発起設立における設立時取締役の選任を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。発起設立では出資履行後、発起人が設立時取締役を選任する。発起設立における設立時取締役の選任を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：基礎

「株式会社の成立時期を正確に押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：本店所在地において設立の登記をした時

ア：会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。株式会社の成立時期を正確に押さえる。

イ：会社法243条は募集新株予約権の割当てについて会社に割当先・数の決定を認める。募集新株予約権の申込みと割当てを理解する。

ウ：会社法244条は募集新株予約権の総数引受契約を定める。総数引受契約の特則を理解する。

エ：会社法246条は募集新株予約権の払込義務を定める。募集新株予約権の払込みを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。株式会社の成立時期を正確に押さえる。

イ：誤り。この説明は「募集新株予約権の申込みと割当てを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「総数引受契約の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「募集新株予約権の払込みを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。株式会社の成立時期を正確に押さえる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：標準

「設立関係者の任務懈怠責任を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社の設立に関する発起人等の責任について正しいものはどれか。 結論：発起人や設立時取締役等がその任務を怠ったときは、会社に対して損害賠償責任を負うことがある。

ア：会社法702条以下は社債管理者制度と設置不要の例外を定める。社債管理者制度の趣旨を理解する。

イ：会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。設立関係者の任務懈怠責任を理解する。

ウ：会社法715条以下は社債権者集会の招集・決議等を規定する。社債権者集会の機能を理解する。

エ：会社法180条2項の決定は309条2項の特別決議事項である。株式併合の決議要件を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「社債管理者制度の趣旨を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。設立関係者の任務懈怠責任を理解する。

ウ：誤り。この説明は「社債権者集会の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式併合の決議要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。設立関係者の任務懈怠責任を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

設立・株式会社総論 > 設立・定款 | 難易度：応用

「設立無効の訴えの専属性を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：設立の無効は、会社法所定の期間内に設立無効の訴えによって主張する。

ア：会社法189条1項は単元未満株式について原則として議決権を認めない。単元未満株式の議決権制限を理解する。

イ：会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。

ウ：会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。設立無効の訴えの専属性を理解する。

エ：会社法435条2項は計算書類を貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものとし、同条は事業報告を別個の書類として扱う。計算書類と事業報告の区別を押さえる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「単元未満株式の議決権制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。設立無効の訴えの専属性を理解する。

エ：誤り。この説明は「計算書類と事業報告の区別を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。設立無効の訴えの専属性を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「株主の基本的権利を整理する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権は会社法上の基本的な株主権である。

ア：会社法447条は、資本金減少の決定事項として減少額・効力発生日を定め、減少額の上限を効力発生日の資本金額としている。資本金減少の決定事項と限度を理解する。

イ：会社法449条は資本金等の減少について債権者異議手続を定め、異議を述べることができる期間を1か月以上とする。資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する。

ウ：会社法453条は、株式会社がその株主（当該株式会社を除く。）に剰余金の配当をすることができると定める。剰余金配当の相手方に関する原則を理解する。

エ：会社法105条1項はこれら三つを株主の権利として掲げる。株主の基本的権利を整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「資本金減少の決定事項と限度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「剰余金配当の相手方に関する原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法105条1項はこれら三つを株主の権利として掲げる。株主の基本的権利を整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法105条1項はこれら三つを株主の権利として掲げる。株主の基本的権利を整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017 設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「株主平等原則の内容を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式会社は、株式の内容及び数に応じて株主を平等に取り扱わなければならない。

- ア．会社法109条1項は株式の内容及び数に応じた株主平等を定める。 株主平等原則の内容を理解する。
イ．会社法750条は、効力発生日に存続株式会社が消滅会社の権利義務を承継することを定める。 吸収合併の包括承継を理解する。
ウ．吸収合併は既存会社が存続会社となる形態、新設合併は新会社を設立して消滅会社の権利義務を承継させる形態である。 吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する。
エ．会社法783条は、吸収合併消滅株式会社について、原則として効力発生日の前日までの株主総会承認を要求する。 消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法109条1項は株式の内容及び数に応じた株主平等を定める。 株主平等原則の内容を理解する。
イ：誤り。この説明は「吸収合併の包括承継を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法109条1項は株式の内容及び数に応じた株主平等を定める。 株主平等原則の内容を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018 設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「非公開会社の属人的定めを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法の範囲内で、剰余金配当、残余財産分配又は議決権について株主ごとに異なる取扱いをする旨を定款で定めることができる。

- ア．会社分割では、合併のように会社の全権利義務が当然に包括承継されるのではなく、分割契約等で対象となる権利義務を定める。 吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する。
イ．会社法109条2項は非公開会社について一定の属人的定めを認める。 非公開会社の属人的定めを理解する。
ウ．会社法762条以下は新設分割を規定し、763・765条により設立会社として株式会社又は持分会社を予定している。 新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する。
エ．会社法767条以下は、株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を定める。 株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法109条2項は非公開会社について一定の属人的定めを認める。 非公開会社の属人的定めを理解する。
ウ：誤り。この説明は「新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法109条2項は非公開会社について一定の属人的定めを認める。 非公開会社の属人的定めを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「種類株式の内容を識別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：剰余金の配当について異なる内容を定めること

ア：会社法768・769条は株式会社を親会社とする株式交換、770・771条は合同会社を親会社とする株式交換を規定する。株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する。

イ：組織変更は同一の会社が株式会社と持分会社の間で会社形態を変更する制度であり、合併のように他会社へ包括承継させる制度ではない。組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する。

ウ：会社法108条は剰余金配当を含む複数の事項について内容の異なる種類株式を認める。種類株式の内容を識別する。

エ：会社法747条は、組織変更をする持分会社が効力発生日に株式会社となり、社員が計画に従って株主となることを定める。持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法108条は剰余金配当を含む複数の事項について内容の異なる種類株式を認める。種類株式の内容を識別する。

エ：誤り。この説明は「持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法108条は剰余金配当を含む複数の事項について内容の異なる種類株式を認める。種類株式の内容を識別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：A株式会社の株主Xが保有株式をYへ譲渡しようとしている。会社法上の原則として正しいものはどれか。結論：株主は原則としてその有する株式を譲渡できるが、定款で譲渡による取得について会社の承認を要する旨を定めることができる。

ア：会社法578条は合同会社の設立時に、設立登記までの出資の全額払込み又は全部給付を要求する。合同会社設立時の出資履行時期を理解する。

イ：会社法579条は、持分会社の成立時期を本店所在地における設立登記時としている。持分会社の成立時期を理解する。

ウ：会社法580条は、会社財産で返済できない場合等の社員責任を定め、有限責任社員の責任を出資価額から履行済額を控除した範囲に限定する。持分会社社員の対外責任の基本を理解する。

エ：会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社の成立時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「持分会社社員の対外責任の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021 設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「譲渡制限株式の承認機関を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役会設置会社では取締役会、それ以外の株式会社では株主総会が承認の可否を決定する。

- ア．会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。譲渡制限株式の承認機関を理解する。
- イ．商法4条1項は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」を商人と定義する。商法上の商人の基本定義を理解する。
- ウ．商法4条2項は店舗販売業者及び鉱業者を擬制商人として扱う。擬制商人の類型を理解する。
- エ．商法501条1号は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産・不動産・有価証券の有償取得等を絶対的商行為とする。絶対的商行為と営業的商行為等を区別する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。譲渡制限株式の承認機関を理解する。
イ：誤り。この説明は「商法上の商人の基本定義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「擬制商人の類型を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「絶対的商行為と営業的商行為等を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。譲渡制限株式の承認機関を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022 設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：標準

「株主名簿の対抗要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式取得者Yが会社に対して株主としての地位を主張するための株主名簿上の手続について正しいものはどれか。結論：株式の取得は、原則として取得者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗できない。

- ア．商法15条は商号譲渡を営業とともにする場合又は営業廃止時に限定し、第三者対抗要件として登記を要求する。商号譲渡の要件と対抗要件を理解する。
- イ．会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。株主名簿の対抗要件を理解する。
- ウ．商法19条は商業帳簿を会計帳簿及び貸借対照表とし、適時・正確な作成、10年間の保存、裁判所による提出命令を定める。商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する。
- エ．会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。発起人の株式引受義務を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「商号譲渡の要件と対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。株主名簿の対抗要件を理解する。
ウ：誤り。この説明は「商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「発起人の株式引受義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。株主名簿の対抗要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：標準

「基準日制度の機能を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社が定める基準日の機能について正しいものはどれか。結論：一定の日に株主名簿に記載・記録されている株主を、その権利を行使できる者として定めるために用いられる。

ア：会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。

イ：現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。

ウ：会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。基準日制度の機能を理解する。

エ：会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。基準日制度の機能を理解する。

エ：誤り。この説明は「少額現物出資の検査役調査例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。基準日制度の機能を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：標準

「株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株券発行会社の株式の譲渡について正しいものはどれか。結論：株券発行会社の株式譲渡は、原則として当該株式に係る株券を交付しなければ効力を生じない。

ア：会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。株式会社の成立時期を正確に押さえる。

イ：会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。設立関係者の任務懈怠責任を理解する。

ウ：会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。設立無効の訴えの専属性を理解する。

エ：会社法128条1項は株券発行会社の株式譲渡につき株券交付を効力要件とする。株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を正確に押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「設立関係者の任務懈怠責任を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「設立無効の訴えの専属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法128条1項は株券発行会社の株式譲渡につき株券交付を効力要件とする。株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法128条1項は株券発行会社の株式譲渡につき株券交付を効力要件とする。株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：基礎

「自己株式の議決権制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社が保有する自己株式の議決権について正しいものはどれか。結論：株式会社は、その有する自己株式について株主総会の議決権を有しない。

- ア．会社法308条2項により会社自身の保有する自己株式には議決権がない。自己株式の議決権制限を理解する。
- イ．会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。
- ウ．会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。譲渡制限株式の承認機関を理解する。
- エ．会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。株主名簿の対抗要件を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法308条2項により会社自身の保有する自己株式には議決権がない。自己株式の議決権制限を理解する。
イ：誤り。この説明は「株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「譲渡制限株式の承認機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「株主名簿の対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法308条2項により会社自身の保有する自己株式には議決権がない。自己株式の議決権制限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：応用

「自己株式取得の手続原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法所定の範囲で、株主総会決議により取得する株式数、対価総額、取得期間などを定める仕組みがある。

- ア．会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。
- イ．会社法156条は株主との合意による自己株式取得について株主総会で所定事項を定める基本手続を置く。自己株式取得の手続原則を理解する。
- ウ．会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。
- エ．会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができる。株券発行会社の成立要件を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「単元株制度の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法156条は株主との合意による自己株式取得について株主総会で所定事項を定める基本手続を置く。自己株式取得の手続原則を理解する。
ウ：誤り。この説明は「株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「株券発行会社の成立要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法156条は株主との合意による自己株式取得について株主総会で所定事項を定める基本手続を置く。自己株式取得の手続原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：応用

「相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：譲渡制限株式を相続により取得した者に対する会社の対応について正しいものはどれか。 結論：定款に定めがある株式会社は、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、その株式を会社に売り渡すよう請求できる場合がある。

ア．会社法299条1項は取締役会設置会社について原則2週間前までの通知を要求する。株主総会招集通知の期間原則を理解する。

イ．会社法300条は株主全員の同意による招集手続省略を認める。招集手続省略の要件を理解する。

ウ．会社法174条以下は、定款の定めを前提に一般承継人への売渡請求制度を置く。相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する。

エ．会社法303条から305条は議題提案・議案提案・通知請求を区別して定める。株主提案権の内容を区別する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株主総会招集通知の期間原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「招集手続省略の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法174条以下は、定款の定めを前提に一般承継人への売渡請求制度を置く。相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する。

エ：誤り。この説明は「株主提案権の内容を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法174条以下は、定款の定めを前提に一般承継人への売渡請求制度を置く。相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：標準

「単元株制度の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款で一定数の株式をもって株主総会で1個の議決権を行使できる1単元とする制度を設けることができる。

ア．会社法314条は取締役等の説明義務を定める。取締役等の株主総会での説明義務を理解する。

イ．会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。株主総会決議の省略制度を理解する。

ウ．会社法831条は決議取消しの訴えの取消事由と3か月の出訴期間を定める。株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる。

エ．会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「取締役等の株主総会での説明義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主総会決議の省略制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：標準

「株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：Xは会社の営業時間内に請求理由を明らかにして閲覧・謄写を請求でき、法定の拒絶事由がない限り会社は拒むことができない。

- ア．会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。
- イ．会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。
- ウ．会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。
- エ．会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。
イ：誤り。この説明は「取締役選任決議の定足数規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の業務執行を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「代表取締役の代表権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030

設立・株式会社総論 > 株式・株主 | 難易度：標準

「株券発行会社の成立要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式会社は、株券を発行する旨を定款で定めることができる。

- ア．会社法362条4項は重要な業務執行事項を取締役会自身の決定事項としている。重要な業務執行の委任禁止を理解する。
- イ．会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。株券発行会社の成立要件を理解する。
- ウ．会社法369条1項が取締役会決議の原則的な定足数・多数要件を定める。取締役会決議の基本要件を理解する。
- エ．会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「重要な業務執行の委任禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。株券発行会社の成立要件を理解する。
ウ：誤り。この説明は「取締役会決議の基本要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。株券発行会社の成立要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031 機関 > 株主総会 | 難易度：基礎

「株主総会の権限の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役会設置会社では、株主総会は会社法又は定款で定めた事項に限り決議できる。

ア．会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。基準日制度の機能を理解する。

イ．会社法128条1項は株券発行会社の株式譲渡につき株券交付を効力要件とする。株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する。

ウ．会社法295条2項は取締役会設置会社の株主総会の権限を法令・定款事項に限定する。株主総会の権限の違いを理解する。

エ．会社法308条2項により会社自身の保有する自己株式には議決権がない。自己株式の議決権制限を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「基準日制度の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法295条2項は取締役会設置会社の株主総会の権限を法令・定款事項に限定する。株主総会の権限の違いを理解する。

エ：誤り。この説明は「自己株式の議決権制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法295条2項は取締役会設置会社の株主総会の権限を法令・定款事項に限定する。株主総会の権限の違いを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032 機関 > 株主総会 | 難易度：基礎

「定時株主総会の招集義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：株式会社は、毎事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を招集しなければならない。

ア．会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。株券発行会社の成立要件を理解する。

イ．会社法199条1項は募集株式の数を募集事項の一つとして明記する。募集株式の募集事項を理解する。

ウ．非公開会社では会社法199条2項・309条2項により募集事項決定は原則として株主総会特別決議による。非公開会社の募集事項決定機関を理解する。

エ．会社法296条1項が定時株主総会の招集を求める。定時株主総会の招集義務を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株券発行会社の成立要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「募集株式の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「非公開会社の募集事項決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法296条1項が定時株主総会の招集を求める。定時株主総会の招集義務を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法296条1項が定時株主総会の招集を求める。定時株主総会の招集義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033

機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「少数株主による総会招集請求を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：総株主の議決権の3%以上を有する株主には、一定の要件の下で株主総会の招集を請求する権利が認められる。

ア．会社法297条は原則として議決権3%以上を要件とする招集請求権を定める。 少数株主による総会招集請求を理解する。

イ．会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。 総数引受契約を理解する。

ウ．会社法207条は募集株式の現物出資について検査役調査と例外を定める。 現物出資による募集株式引受けの検査を理解する。

エ．会社法208条5項は払込期日等に出資を履行しない引受人の失権を定める。 募集株式の払込義務と失権を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法297条は原則として議決権3%以上を要件とする招集請求権を定める。 少数株主による総会招集請求を理解する。

イ：誤り。この説明は「総数引受契約を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「現物出資による募集株式引受けの検査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「募集株式の払込義務と失権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法297条は原則として議決権3%以上を要件とする招集請求権を定める。 少数株主による総会招集請求を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034

機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「株主総会の招集事項の決定主体を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として取締役会が株主総会の日時・場所・目的事項など所定の招集事項を決定する。

ア．会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。 非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。

イ．会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。 株主総会の招集事項の決定主体を理解する。

ウ．会社法240条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を定める。 公開会社の募集新株予約権決定を理解する。

エ．会社法243条は募集新株予約権の割当てについて会社に割当先・数の決定を認める。 募集新株予約権の申込みと割当てを理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。 株主総会の招集事項の決定主体を理解する。

ウ：誤り。この説明は「公開会社の募集新株予約権決定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「募集新株予約権の申込みと割当てを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。 株主総会の招集事項の決定主体を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035

機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「株主総会招集通知の期間原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株主総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

ア：会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。社債募集事項の基本を理解する。

イ：会社法681条以下は社債原簿の作成・記載事項等を定める。社債原簿の役割を理解する。

ウ：会社法299条1項は取締役会設置会社について原則2週間前までの通知を要求する。株主総会招集通知の期間原則を理解する。

エ：会社法702条以下は社債管理者制度と設置不要の例外を定める。社債管理者制度の趣旨を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「社債募集事項の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「社債原簿の役割を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法299条1項は取締役会設置会社について原則2週間前までの通知を要求する。株主総会招集通知の期間原則を理解する。

エ：誤り。この説明は「社債管理者制度の趣旨を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法299条1項は取締役会設置会社について原則2週間前までの通知を要求する。株主総会招集通知の期間原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036

機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「招集手続省略の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：議決権を行使できる株主全員の同意があるときは、一定の場合を除き招集手続を経ずに株主総会を開催できる。

ア：株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。株式分割と資本金の関係を理解する。

イ：会社法185条以下は株式無償割当て制度を定める。株式無償割当ての概念を理解する。

ウ：会社法189条1項は単元未満株式について原則として議決権を認めない。単元未満株式の議決権制限を理解する。

エ：会社法300条は株主全員の同意による招集手続省略を認める。招集手続省略の要件を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式分割と資本金の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式無償割当ての概念を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「単元未満株式の議決権制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法300条は株主全員の同意による招集手続省略を認める。招集手続省略の要件を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法300条は株主全員の同意による招集手続省略を認める。招集手続省略の要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037 機関 > 株主総会 | 難易度：応用

「株主提案権の内容を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：一定の要件を満たす株主は、取締役に対し一定の事項を株主総会の目的とすることや議案の要領を株主に通知することを請求できる。

ア．会社法303条から305条は議題提案・議案提案・通知請求を区別して定める。株主提案権の内容を区別する。

イ．会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。ただし法定の例外はある。計算書類の公告義務の基本を理解する。

ウ．会社法445条2項・3項により、払込額の2分の1を超えない額を資本金に計上しないことができ、その額は資本準備金に計上する。資本金と資本準備金の基本的な計上ルールを理解する。

エ．会社法447条は、資本金減少の決定事項として減少額・効力発生日を定め、減少額の上限を効力発生日の資本金額としている。資本金減少の決定事項と限度を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法303条から305条は議題提案・議案提案・通知請求を区別して定める。株主提案権の内容を区別する。

イ：誤り。この説明は「計算書類の公告義務の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「資本金と資本準備金の基本的な計上ルールを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「資本金減少の決定事項と限度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法303条から305条は議題提案・議案提案・通知請求を区別して定める。株主提案権の内容を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038 機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「普通決議の基本要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数で決する。

ア．会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。分配可能額規制の機能を理解する。

イ．会社法309条1項が普通決議の原則的な定足数と決議要件を定める。普通決議の基本要件を理解する。

ウ．会社法748条は、会社が他の会社と合併する場合、合併をする会社が合併契約を締結することを要求している。合併には合併契約が必要であることを理解する。

エ．会社法750条は、効力発生日に存続株式会社が消滅会社の権利義務を承継することを定める。吸収合併の包括承継を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「分配可能額規制の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法309条1項が普通決議の原則的な定足数と決議要件を定める。普通決議の基本要件を理解する。

ウ：誤り。この説明は「合併には合併契約が必要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「吸収合併の包括承継を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法309条1項が普通決議の原則的な定足数と決議要件を定める。普通決議の基本要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039

機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「特別決議の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：会社法上の株主総会特別決議の原則的な多数要件について正しいものはどれか。結論：所定の定足数を満たした上で、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数を要する。

ア：吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。合併時の債権者異議手続を理解する。

イ：会社法785条・797条は、吸収合併等に反対する株主に対し、要件の下で公正な価格による株式買取請求権を認める。反対株主の株式買取請求の趣旨を理解する。

ウ：会社法309条2項は一定の重要事項について原則として出席議決権の3分の2以上を要求する。特別決議の要件を理解する。

エ：会社分割では、合併のように会社の全権利義務が当然に包括承継されるのではなく、分割契約等で対象となる権利義務を定める。吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「合併時の債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「反対株主の株式買取請求の趣旨を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法309条2項は一定の重要事項について原則として出席議決権の3分の2以上を要求する。特別決議の要件を理解する。

エ：誤り。この説明は「吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法309条2項は一定の重要事項について原則として出席議決権の3分の2以上を要求する。特別決議の要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040

機関 > 株主総会 | 難易度：基礎

「議決権の代理行使制度を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：Xは代理人によって議決権を行使することができ、会社は代理権を証明する書面の提出を求めることができる。

ア：株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。株式交換と株式移転の相違を理解する。

イ：会社法773条は株式移転計画に、株式移転により設立する株式会社の商号等を定めることを要求する。株式移転設立完全親会社の会社形態を理解する。

ウ：会社法768・769条は株式会社を親会社とする株式交換、770・771条は合同会社を親会社とする株式交換を規定する。株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する。

エ：会社法310条は代理人による議決権行使を認め、代理権証明書面等を予定する。議決権の代理行使制度を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式交換と株式移転の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式移転設立完全親会社の会社形態を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法310条は代理人による議決権行使を認め、代理権証明書面等を予定する。議決権の代理行使制度を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法310条は代理人による議決権行使を認め、代理権証明書面等を予定する。議決権の代理行使制度を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041

機関 > 株主総会 | 難易度：応用

「議決権の不統一行使を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：株主は複数の議決権を統一しないで行使できる場合があり、一定の場合には事前通知が必要となる。

- ア．会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。
- イ．会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。
- ウ．会社法576条1項6号は、有限責任社員について出資の目的を金銭等に限定している。有限責任社員の出資目的の制限を理解する。
- エ．会社法578条は合同会社の設立時に、設立登記までの出資の全額払込み又は全部給付を要求する。合同会社設立時の出資履行時期を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。
イ：誤り。この説明は「合名・合資・合同会社の責任構造を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「有限責任社員の出資目的の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042

機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「取締役等の株主総会での説明義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役等は、株主総会で株主から特定事項について説明を求められたとき、法定の拒絶事由がない限り必要な説明をしなければならない。

- ア．会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。持分会社の代表権の原則を理解する。
- イ．会社法314条は取締役等の説明義務を定める。取締役等の株主総会での説明義務を理解する。
- ウ．商法3条1項は、当事者の一方のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。一方的商行為における商法適用範囲を理解する。
- エ．商法4条1項は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」を商人と定義する。商法上の商人の基本定義を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「持分会社の代表権の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法314条は取締役等の説明義務を定める。取締役等の株主総会での説明義務を理解する。
ウ：誤り。この説明は「一方的商行為における商法適用範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「商法上の商人の基本定義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法314条は取締役等の説明義務を定める。取締役等の株主総会での説明義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043 機関 > 株主総会 | 難易度：標準

「株主総会決議の省略制度を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：取締役又は株主が提案した事項について、議決権を行使できる株主全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、株主総会の決議があったものとみなされる。

- ア．商法11条は個人商人等の商号選定を認め、商号登記をすることができると定める。個人商人の商号選定と登記の基本を理解する。
- イ．商法12条は不正目的の誤認名称・商号の使用を禁止し、被害商人に差止め・予防請求を認める。他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する。
- ウ．会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。株主総会決議の省略制度を理解する。
- エ．商法15条は商号譲渡を営業とともにする場合又は営業廃止時に限定し、第三者対抗要件として登記を要求する。商号譲渡の要件と対抗要件を理解する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。この説明は「個人商人の商号選定と登記の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：誤り。この説明は「他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。株主総会決議の省略制度を理解する。
 - エ：誤り。この説明は「商号譲渡の要件と対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。株主総会決議の省略制度を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044 機関 > 株主総会 | 難易度：応用

「株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：招集手続や決議方法の法令・定款違反など所定の取消事由がある場合、原則として決議の日から3か月以内に訴えを提起する必要がある。

- ア．会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。
- イ．会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。
- ウ．会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。
- エ．会社法831条は決議取消しの訴えの取消事由と3か月の出訴期間を定める。株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この説明は「取締役の解任と損害賠償を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：誤り。この説明は「取締役選任決議の定足数規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の業務執行を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法831条は決議取消しの訴えの取消事由と3か月の出訴期間を定める。株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法831条は決議取消しの訴えの取消事由と3か月の出訴期間を定める。株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：基礎

「取締役会設置会社の取締役員数を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役は3人以上でなければならない。

ア．会社法331条5項は取締役会設置会社の取締役を3人以上とする。取締役会設置会社の取締役員数を理解する。

イ．会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。

ウ．会社法314条は取締役等の説明義務を定める。取締役等の株主総会での説明義務を理解する。

エ．会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。株主総会決議の省略制度を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法331条5項は取締役会設置会社の取締役を3人以上とする。取締役会設置会社の取締役員数を理解する。

イ：誤り。この説明は「議決権の不統一行使を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取締役等の株主総会での説明義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株主総会決議の省略制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法331条5項は取締役会設置会社の取締役を3人以上とする。取締役会設置会社の取締役員数を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：基礎

「取締役の任期の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までである。

ア．会社法381条1項が監査役職務として取締役の職務執行監査と監査報告作成を定める。監査役職務の監査権限を理解する。

イ．会社法332条1項が取締役任期の基本形を定める。取締役の任期の原則を理解する。

ウ．会社法383条1項は監査役取締役会出席・意見陳述を定める。監査役取締役会出席義務を理解する。

エ．会社法337条1項は会計監査人の資格を公認会計士又は監査法人に限定する。会計監査人の資格を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「監査役職務の監査権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法332条1項が取締役任期の基本形を定める。取締役の任期の原則を理解する。

ウ：誤り。この説明は「監査役取締役会出席義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「会計監査人の資格を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法332条1項が取締役任期の基本形を定める。取締役の任期の原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「非公開会社での取締役任期伸長を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：定款により、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結時まで伸長できる場合がある。

ア：会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。

イ：会社法404条は各委員会の権限を分担している。指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する。

ウ：会社法332条2項は非公開会社について定款による最長10年への伸長を認める。非公開会社での取締役任期伸長を理解する。

エ：会社法331条5項は取締役会設置会社の取締役を3人以上とする。取締役会設置会社の取締役員数を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「各委員会の構成要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法332条2項は非公開会社について定款による最長10年への伸長を認める。非公開会社での取締役任期伸長を理解する。

エ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の取締役員数を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法332条2項は非公開会社について定款による最長10年への伸長を認める。非公開会社での取締役任期伸長を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「取締役の解任と損害賠償を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役は株主総会決議でいつでも解任できるが、正当な理由がなく解任された者は会社に損害賠償を請求できる場合がある。

ア：会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。

イ：会社法355条が取締役の忠実義務を明定する。取締役の忠実義務を理解する。

ウ：会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。競業取引の承認規制を理解する。

エ：会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「代表取締役の代表権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役の忠実義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「競業取引の承認規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：応用

「取締役選任決議の定足数規制を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：定款で普通決議の定足数を緩和する場合でも、取締役選任については議決権を行使できる株主の議決権の3分の1未満まで下げることができない。

ア．会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。

イ．会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。

ウ．会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。発起人の株式引受義務を理解する。

エ．株式会社の原始定款は発起人が作成し、発起人全員の署名又は記名押印を要する。株式会社の定款作成手続を押さえる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。

イ：誤り。この説明は「特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「発起人の株式引受義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式会社の定款作成手続を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「取締役会非設置会社の業務執行を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役が業務を執行し、複数の取締役がいる場合の業務の決定は原則として取締役の過半数で行う。

ア．現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。

イ．会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。

ウ．会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。

エ．会社法34条は設立時発行株式について全額払込み又は全部給付を要求する。設立時出資の履行時期を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。

ウ：誤り。この説明は「少額現物出資の検査役調査例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「設立時出資の履行時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「代表取締役の代表権を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- ア．会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。設立関係者の任務懈怠責任を理解する。
- イ．会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。設立無効の訴えの専属性を理解する。
- ウ．会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。
- エ．会社法105条1項はこれら三つを株主の権利として掲げる。株主の基本的権利を整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「設立関係者の任務懈怠責任を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「設立無効の訴えの専属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。
エ：誤り。この説明は「株主の基本的権利を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：基礎

「取締役の忠実義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役は、法令及び定款並びに株主総会決議を遵守し、株式会社のため忠実に職務を行わなければならない。

- ア．会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。譲渡制限株式の承認機関を理解する。
- イ．会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。株主名簿の対抗要件を理解する。
- ウ．会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。基準日制度の機能を理解する。
- エ．会社法355条が取締役の忠実義務を明定する。取締役の忠実義務を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「譲渡制限株式の承認機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「株主名簿の対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「基準日制度の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法355条が取締役の忠実義務を明定する。取締役の忠実義務を理解する。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法355条が取締役の忠実義務を明定する。取締役の忠実義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：応用

「競業取引の承認規制を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：取締役Xが自己のために会社の事業の部類に属する取引をしようとしている。会社法上正しいものはどれか。結論：Xは、その取引について重要な事実を開示し、会社法所定の機関の承認を受けなければならない。

ア．会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。競業取引の承認規制を理解する。

イ．会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。

ウ．会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。

エ．会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。株券発行会社の成立要件を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。競業取引の承認規制を理解する。

イ：誤り。この説明は「単元株制度の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株券発行会社の成立要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。競業取引の承認規制を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：応用

「利益相反取引の規律を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：重要な事実を開示し、会社法所定の機関の承認を受ける必要がある。

ア．会社法202条は株主割当ての制度を定める。株主割当ての基本を理解する。

イ．会社法356条1項2号は直接取引などの利益相反取引について承認を要求する。利益相反取引の規律を理解する。

ウ．会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。

エ．会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「株主割当ての基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法356条1項2号は直接取引などの利益相反取引について承認を要求する。利益相反取引の規律を理解する。

ウ：誤り。この説明は「募集株式の申込みと割当てを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「総数引受契約を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法356条1項2号は直接取引などの利益相反取引について承認を要求する。利益相反取引の規律を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「取締役会の基本権限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：取締役会設置会社の業務執行の決定、取締役の職務執行の監督、代表取締役の選定及び解職

ア．会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。新株予約権の内容事項を理解する。

イ．会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列举する。募集新株予約権の募集事項を理解する。

ウ．会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。取締役会の基本権限を理解する。

エ．会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「新株予約権の内容事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「募集新株予約権の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。取締役会の基本権限を理解する。

エ：誤り。この説明は「非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。取締役会の基本権限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：応用

「重要な業務執行の委任禁止を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：重要な財産の処分・譲受けや多額の借財など、会社法が列举する重要事項の決定を取締役に委任することはできない。

ア．会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。

イ．会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。

ウ．会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。社債募集事項の基本を理解する。

エ．会社法362条4項は重要な業務執行事項を取締役会自身の決定事項としている。重要な業務執行の委任禁止を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「不公正な新株予約権発行の差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「社債募集事項の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法362条4項は重要な業務執行事項を取締役会自身の決定事項としている。重要な業務執行の委任禁止を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法362条4項は重要な業務執行事項を取締役会自身の決定事項としている。重要な業務執行の委任禁止を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「取締役会決議の基本要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：取締役会の決議について、定款に別段の定めがない場合の原則として正しいものはどれか。結論：議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で決する。

ア：会社法369条1項が取締役会決議の原則的な定足数・多数要件を定める。取締役会決議の基本要件を理解する。

イ：会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。株式併合による端数処理を理解する。

ウ：会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。株式分割の決定事項を理解する。

エ：株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。株式分割と資本金の関係を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法369条1項が取締役会決議の原則的な定足数・多数要件を定める。取締役会決議の基本要件を理解する。

イ：誤り。この説明は「株式併合による端数処理を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式分割の決定事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式分割と資本金の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法369条1項が取締役会決議の原則的な定足数・多数要件を定める。取締役会決議の基本要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058

機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

「特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：取締役会の議案について取締役Xが特別の利害関係を有する場合の扱いとして正しいものはどれか。結論：Xは、その議案について取締役会の議決に加わることができない。

ア：会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

イ：会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。

ウ：会社法439条の要件を満たす会計監査人設置会社では、計算書類は定時株主総会の承認事項ではなく報告事項となる。会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する。

エ：会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。ただし法定の例外はある。計算書類の公告義務の基本を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。

ウ：誤り。この説明は「会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「計算書類の公告義務の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：基礎

「監査役会の員数・社外監査役要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：監査役会設置会社の監査役の構成について正しいものはどれか。 結論：監査役は3人以上で、その半数以上は社外監査役でなければならない。

- ア．会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。 現物配当における金銭分配請求権を理解する。
- イ．中間配当は、定款の定めがある取締役会設置会社で、一事業年度の途中1回に限り、取締役会決議により金銭配当として行える。 中間配当の要件を理解する。
- ウ．会社法335条3項が監査役会の員数と社外監査役割合を定める。 監査役会の員数・社外監査役要件を理解する。
- エ．会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。 分配可能額規制の機能を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「現物配当における金銭分配請求権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「中間配当の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法335条3項が監査役会の員数と社外監査役割合を定める。 監査役会の員数・社外監査役要件を理解する。
エ：誤り。この説明は「分配可能額規制の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法335条3項が監査役会の員数と社外監査役割合を定める。 監査役会の員数・社外監査役要件を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：基礎

「監査役の任期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までである。

- ア．会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。 略式組織再編の基本構造を理解する。
- イ．会社法796条2項は、存続株式会社側について対価規模が純資産額の5分の1以下となる場合を基本に、一定の例外を除き簡易手続を認める。 簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する。
- ウ．吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。 合併時の債権者異議手続を理解する。
- エ．会社法336条1項は監査役の原則任期を4年とする。 監査役の任期を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「略式組織再編の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「合併時の債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法336条1項は監査役の原則任期を4年とする。 監査役の任期を理解する。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法336条1項は監査役の原則任期を4年とする。 監査役の任期を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「監査役兼任禁止を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：監査役地位について正しいものはどれか。結論：監査役は、その株式会社又はその子会社の取締役や使用人等を兼ねることができない。

ア．会社法335条2項は監査の独立性確保のため一定の兼任を禁止する。監査役兼任禁止を理解する。

イ．会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。

ウ．会社法772条・773条は、株式移転をする株式会社が新たな株式会社を株式移転設立完全親会社として設立する仕組みを定める。株式移転による完全親会社の新設を理解する。

エ．株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。株式交換と株式移転の相違を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法335条2項は監査の独立性確保のため一定の兼任を禁止する。監査役兼任禁止を理解する。

イ：誤り。この説明は「株式交換の効力発生日における株式取得を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式移転による完全親会社の新設を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式交換と株式移転の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法335条2項は監査の独立性確保のため一定の兼任を禁止する。監査役兼任禁止を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「監査役監査権限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：監査役設置会社の監査役Aの基本的権限について正しいものはどれか。結論：Aは取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

ア．会社法575条は、持分会社の社員になろうとする者が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印することを定める。持分会社の原始定款の作成者を理解する。

イ．会社法381条1項が監査役職務として取締役職務執行監査と監査報告作成を定める。監査役監査権限を理解する。

ウ．会社法576条は、目的・商号・本店所在地に加え、社員に関する事項、責任区分、出資内容等を定款事項としている。持分会社の定款記載事項を理解する。

エ．会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「持分会社の原始定款の作成者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法381条1項が監査役職務として取締役職務執行監査と監査報告作成を定める。監査役監査権限を理解する。

ウ：誤り。この説明は「持分会社の定款記載事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合名・合資・合同会社の責任構造を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法381条1項が監査役職務として取締役職務執行監査と監査報告作成を定める。監査役監査権限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「監査役取締役会出席義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：監査役は原則として取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

ア：会社法585条1項は、持分譲渡について他の社員全員の承諾を原則とし、一定の例外を別途定める。持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する。

イ：会社法590条は、社員の業務執行権、複数社員の場合の過半数決定、常務の単独執行と異議の扱いを定める。持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する。

ウ：会社法383条1項は監査役取締役会出席・意見陳述を定める。監査役取締役会出席義務を理解する。

エ：会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。持分会社の代表権の原則を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法383条1項は監査役取締役会出席・意見陳述を定める。監査役取締役会出席義務を理解する。

エ：誤り。この説明は「持分会社の代表権の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法383条1項は監査役取締役会出席・意見陳述を定める。監査役取締役会出席義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：基礎

「会計監査人の資格を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：公認会計士又は監査法人

ア：商法502条は保険、運送、銀行取引、寄託の引受け、仲立ち・取次ぎ等を営業的商行為として列挙する。営業的商行為の具体例を理解する。

イ：商法503条は、商人が営業のためにする行為を商行為とし、商人の行為を営業のためにするものと推定する。附属的商行為と商人行為の推定を理解する。

ウ：商法11条は個人商人等の商号選定を認め、商号登記をすることができると定める。個人商人の商号選定と登記の基本を理解する。

エ：会社法337条1項は会計監査人の資格を公認会計士又は監査法人に限定する。会計監査人の資格を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「営業的商行為の具体例を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「附属的商行為と商人行為の推定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「個人商人の商号選定と登記の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法337条1項は会計監査人の資格を公認会計士又は監査法人に限定する。会計監査人の資格を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法337条1項は会計監査人の資格を公認会計士又は監査法人に限定する。会計監査人の資格を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「大会社の会計監査人設置義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：大会社は、会計監査人を置かなければならない。

ア：会社法328条は大会社に会計監査人の設置を義務付けている。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

イ：会社法296条1項が定時株主総会の招集を求める。定時株主総会の招集義務を理解する。

ウ：会社法297条は原則として議決権3%以上を要件とする招集請求権を定める。少数株主による総会招集請求を理解する。

エ：会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。株主総会の招集事項の決定主体を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法328条は大会社に会計監査人の設置を義務付けている。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

イ：誤り。この説明は「定時株主総会の招集義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「少数株主による総会招集請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株主総会の招集事項の決定主体を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法328条は大会社に会計監査人の設置を義務付けている。大会社の会計監査人設置義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「監査等委員会の構成を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：監査等委員会設置会社の監査等委員会の構成について正しいものはどれか。結論：監査等委員である取締役は3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。

ア：会社法309条2項は一定の重要事項について原則として出席議決権の3分の2以上を要求する。特別決議の要件を理解する。

イ：会社法331条6項は監査等委員である取締役の員数と社外取締役割合を定める。監査等委員会の構成を理解する。

ウ：会社法310条は代理人による議決権行使を認め、代理権証明書面等を予定する。議決権の代理行使制度を理解する。

エ：会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「特別決議の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法331条6項は監査等委員である取締役の員数と社外取締役割合を定める。監査等委員会の構成を理解する。

ウ：誤り。この説明は「議決権の代理行使制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「議決権の不統一行使を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法331条6項は監査等委員である取締役の員数と社外取締役割合を定める。監査等委員会の構成を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：応用

「監査等委員である取締役の任期を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役の任期について正しいものはどれか。 結論：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとされ、定款等でその任期を短縮できない。

ア．会社法332条1項が取締役任期の基本形を定める。 取締役の任期の原則を理解する。

イ．会社法332条2項は非公開会社について定款による最長10年への伸長を認める。 非公開会社での取締役任期伸長を理解する。

ウ．会社法332条3項・4項は監査等委員である取締役に2年の任期を定め、短縮を認めない。 監査等委員である取締役の任期を区別する。

エ．会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。 取締役の解任と損害賠償を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「取締役の任期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「非公開会社での取締役任期伸長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法332条3項・4項は監査等委員である取締役に2年の任期を定め、短縮を認めない。 監査等委員である取締役の任期を区別する。

エ：誤り。この説明は「取締役の解任と損害賠償を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法332条3項・4項は監査等委員である取締役に2年の任期を定め、短縮を認めない。 監査等委員である取締役の任期を区別する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「指名委員会等設置会社の三委員会を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：指名委員会、監査委員会、報酬委員会

ア．会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。 競業取引の承認規制を理解する。

イ．会社法356条1項2号は直接取引などの利益相反取引について承認を要求する。 利益相反取引の規律を理解する。

ウ．会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。 取締役会の基本権限を理解する。

エ．会社法2条12号・400条以下はこの三委員会を置く機関設計を定める。 指名委員会等設置会社の三委員会を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「競業取引の承認規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「利益相反取引の規律を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取締役会の基本権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法2条12号・400条以下はこの三委員会を置く機関設計を定める。 指名委員会等設置会社の三委員会を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法2条12号・400条以下はこの三委員会を置く機関設計を定める。 指名委員会等設置会社の三委員会を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：標準

「各委員会の構成要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：指名委員会等設置会社の各委員会の構成について正しいものはどれか。結論：各委員会は3人以上の取締役で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない。

ア．会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。

イ．会社法336条1項は監査役の原則任期を4年とする。監査役の任期を理解する。

ウ．会社法335条2項は監査の独立性確保のため一定の兼任を禁止する。監査役の兼任禁止を理解する。

エ．会社法381条1項が監査役の職務として取締役の職務執行監査と監査報告作成を定める。監査役の監査権限を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。

イ：誤り。この説明は「監査役の任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「監査役の兼任禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「監査役の監査権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070

機関 > 監査役等・委員会設置会社 | 難易度：応用

「指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任・解任議案の内容を決定し、報酬委員会は取締役・執行役の個人別報酬等の内容を決定する。

ア．会社法332条3項・4項は監査等委員である取締役に2年の任期を定め、短縮を認めない。監査等委員である取締役の任期を区別する。

イ．会社法404条は各委員会の権限を分担している。指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する。

ウ．会社法2条12号・400条以下はこの三委員会を置く機関設計を定める。指名委員会等設置会社の三委員会を理解する。

エ．会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「監査等委員である取締役の任期を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法404条は各委員会の権限を分担している。指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する。

ウ：誤り。この説明は「指名委員会等設置会社の三委員会を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「各委員会の構成要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法404条は各委員会の権限を分担している。指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：基礎

「募集株式の募集事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：募集株式の数

ア．会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。 設立無効の訴えの専属性を理解する。

イ．会社法105条1項はこれら三つを株主の権利として掲げる。 株主の基本的権利を整理する。

ウ．会社法199条1項は募集株式の数を募集事項の一つとして明記する。 募集株式の募集事項を理解する。

エ．会社法109条1項は株式の内容及び数に応じた株主平等を定める。 株主平等原則の内容を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「設立無効の訴えの専属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主の基本的権利を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法199条1項は募集株式の数を募集事項の一つとして明記する。 募集株式の募集事項を理解する。

エ：誤り。この説明は「株主平等原則の内容を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法199条1項は募集株式の数を募集事項の一つとして明記する。 募集株式の募集事項を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：標準

「非公開会社の募集事項決定機関を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として株主総会の特別決議により募集事項を定める。

ア．会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。 株主名簿の対抗要件を理解する。

イ．会社法124条の基準日は、特定の権利行使者を確定する制度である。 基準日制度の機能を理解する。

ウ．会社法128条1項は株券発行会社の株式譲渡につき株券交付を効力要件とする。 株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する。

エ．非公開会社では会社法199条2項・309条2項により募集事項決定は原則として株主総会特別決議による。 非公開会社の募集事項決定機関を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株主名簿の対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「基準日制度の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株券発行会社の株式譲渡の効力要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。非公開会社では会社法199条2項・309条2項により募集事項決定は原則として株主総会特別決議による。 非公開会社の募集事項決定機関を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。非公開会社では会社法199条2項・309条2項により募集事項決定は原則として株主総会特別決議による。 非公開会社の募集事項決定機関を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：標準

「公開会社の募集事項決定の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：特に有利な払込金額による場合等を除き、原則として取締役会が募集事項を定める。

ア：会社法201条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を認める。 公開会社の募集事項決定の原則を理解する。

イ：会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。 株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。

ウ：会社法214条は、株式会社がその株式について株券を発行する旨を定款で定めることができるとする。 株券発行会社の成立要件を理解する。

エ：会社法295条2項は取締役会設置会社の株主総会の権限を法令・定款事項に限定する。 株主総会の権限の違いを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法201条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を認める。 公開会社の募集事項決定の原則を理解する。

イ：誤り。この説明は「株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株券発行会社の成立要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株主総会の権限の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法201条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を認める。 公開会社の募集事項決定の原則を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：応用

「有利発行における説明義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社が募集株式を特に有利な払込金額で第三者に発行しようとしている。会社法上正しいものはどれか。 結論：取締役は株主総会において、その払込金額で募集することを必要とする理由を説明しなければならない。

ア：会社法300条は株主全員の同意による招集手続省略を認める。 招集手続省略の要件を理解する。

イ：会社法199条3項は有利発行について取締役の理由説明を要求する。 有利発行における説明義務を理解する。

ウ：会社法303条から305条は議題提案・議案提案・通知請求を区別して定める。 株主提案権の内容を区別する。

エ：会社法309条1項が普通決議の原則的な定足数と決議要件を定める。 普通決議の基本要件を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「招集手続省略の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法199条3項は有利発行について取締役の理由説明を要求する。 有利発行における説明義務を理解する。

ウ：誤り。この説明は「株主提案権の内容を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「普通決議の基本要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法199条3項は有利発行について取締役の理由説明を要求する。 有利発行における説明義務を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：標準

「株主割当ての基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集株式について既存株主に割当てを受ける権利を与える場合の説明として正しいものはどれか。 結論：会社は、株主にその有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を与えることができる。

- ア．会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。株主総会決議の省略制度を理解する。
- イ．会社法831条は決議取消しの訴えの取消事由と3か月の出訴期間を定める。株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる。
- ウ．会社法202条は株主割当ての制度を定める。株主割当ての基本を理解する。
- エ．会社法331条5項は取締役会設置会社の取締役を3人以上とする。取締役会設置会社の取締役員数を理解する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。この説明は「株主総会決議の省略制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：誤り。この説明は「株主総会決議取消しの訴えの期間を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法202条は株主割当ての制度を定める。株主割当ての基本を理解する。
 - エ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の取締役員数を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法202条は株主割当ての制度を定める。株主割当ての基本を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：標準

「募集株式の申込みと割当てを区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集株式の申込者Aに対する会社の割当てについて正しいものはどれか。 結論：会社は申込者の中から割当てを受ける者とその株式数を定め、申込者が申し込んだ数より少ない数を割り当てることもできる。

- ア．会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。
- イ．会社法349条4項は代表取締役の包括的な代表権を定める。代表取締役の代表権を理解する。
- ウ．会社法355条が取締役の忠実義務を明定する。取締役の忠実義務を理解する。
- エ．会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の業務執行を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：誤り。この説明は「代表取締役の代表権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：誤り。この説明は「取締役の忠実義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：標準

「総数引受契約を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：募集株式の総数を引き受ける契約を締結する場合には、通常の申込み・割当て手続の一部を経ない取扱いが認められる。

ア：会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。

イ：会社法369条1項が取締役会決議の原則的な定足数・多数要件を定める。取締役会決議の基本要件を理解する。

ウ：会社法369条2項は特別利害関係取締役の議決参加を禁止する。特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する。

エ：会社法335条3項が監査役会の員数と社外監査役割合を定める。監査役会の員数・社外監査役要件を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。

イ：誤り。この説明は「取締役会決議の基本要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「特別利害関係取締役の議決参加制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「監査役会の員数・社外監査役要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：応用

「現物出資による募集株式引受けの検査を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：原則として検査役による現物出資財産の価額調査が予定されるが、法定の調査不要事由もある。

ア：会社法337条1項は会計監査人の資格を公認会計士又は監査法人に限定する。会計監査人の資格を理解する。

イ：会社法207条は募集株式の現物出資について検査役調査と例外を定める。現物出資による募集株式引受けの検査を理解する。

ウ：会社法328条は大会社に会計監査人の設置を義務付けている。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

エ：会社法331条6項は監査等委員である取締役の員数と社外取締役割合を定める。監査等委員会の構成を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「会計監査人の資格を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法207条は募集株式の現物出資について検査役調査と例外を定める。現物出資による募集株式引受けの検査を理解する。

ウ：誤り。この説明は「大会社の会計監査人設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「監査等委員会の構成を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法207条は募集株式の現物出資について検査役調査と例外を定める。現物出資による募集株式引受けの検査を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：標準

「募集株式の払込義務と失権を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集株式の引受人Aが所定の払込期日までに出資の履行をしなかった場合について正しいものはどれか。 結論：Aは、その履行をしなかった募集株式について株主となる権利を失う。

ア：会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。

イ：会社法435条2項は計算書類を貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものとし、同条は事業報告を別個の書類として扱う。計算書類と事業報告の区別を押さえる。

ウ：会社法208条5項は払込期日等に出資を履行しない引受人の失権を定める。募集株式の払込義務と失権を理解する。

エ：会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「計算書類と事業報告の区別を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法208条5項は払込期日等に出資を履行しない引受人の失権を定める。募集株式の払込義務と失権を理解する。

エ：誤り。この説明は「定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法208条5項は払込期日等に出資を履行しない引受人の失権を定める。募集株式の払込義務と失権を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080 株式・資金調達 > 募集株式 | 難易度：応用

「不公正な募集株式発行に対する差止めを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法定要件を満たすとき、株主は株式会社に対し募集株式の発行又は自己株式の処分をやめることを請求できる。

ア：会社法449条は資本金等の減少について債権者異議手続を定め、異議を述べることができる期間を1か月以上とする。資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する。

イ：会社法453条は、株式会社がその株主（当該株式会社を除く。）に剰余金の配当をすることができると定める。剰余金配当の相手方に関する原則を理解する。

ウ：会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。現物配当における金銭分配請求権を理解する。

エ：会社法210条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集株式発行等の差止請求を定める。不公正な募集株式発行に対する差止めを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「剰余金配当の相手方に関する原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「現物配当における金銭分配請求権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法210条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集株式発行等の差止請求を定める。不公正な募集株式発行に対する差止めを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法210条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集株式発行等の差止請求を定める。不公正な募集株式発行に対する差止めを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：基礎

「新株予約権の基本概念を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：新株予約権の基本的な性質として正しいものはどれか。 結論：株式会社に對して行使することにより、その会社の株式の交付を受けることができる権利である。

ア．会社法2条21号が新株予約権をこの趣旨で定義する。新株予約権の基本概念を理解する。

イ．吸収合併は既存会社が存続会社となる形態、新設合併は新会社を設立して消滅会社の権利義務を承継させる形態である。吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する。

ウ．会社法783条は、吸収合併消滅株式会社について、原則として効力発生日の前日までの株主総会承認を要求する。消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する。

エ．会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。略式組織再編の基本構造を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法2条21号が新株予約権をこの趣旨で定義する。新株予約権の基本概念を理解する。

イ：誤り。この説明は「吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「略式組織再編の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法2条21号が新株予約権をこの趣旨で定義する。新株予約権の基本概念を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「新株予約権の内容事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：新株予約権の内容として定める事項に含まれるものはどれか。 結論：新株予約権の目的である株式の数又はその算定方法

ア．会社法762条以下は新設分割を規定し、763・765条により設立会社として株式会社又は持分会社を予定している。新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する。

イ．会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。新株予約権の内容事項を理解する。

ウ．会社法767条以下は、株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を定める。株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する。

エ．会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。新株予約権の内容事項を理解する。

ウ：誤り。この説明は「株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式交換の効力発生日における株式取得を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。新株予約権の内容事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「募集新株予約権の募集事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集新株予約権を発行する際の募集事項について正しいものはどれか。 結論：募集新株予約権の内容及び数、払込金額又はその算定方法、割当日など所定事項を定める。

ア：組織変更は同一の会社が株式会社と持分会社の間で会社形態を変更する制度であり、合併のように他会社へ包括承継させる制度ではない。組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する。

イ：会社法747条は、組織変更をする持分会社が効力発生日に株式会社となり、社員が計画に従って株主となることを定める。持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する。

ウ：会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列举する。募集新株予約権の募集事項を理解する。

エ：会社法575条は、持分会社の社員になろうとする者が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印することを定める。持分会社の原始定款の作成者を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列举する。募集新株予約権の募集事項を理解する。

エ：誤り。この説明は「持分会社の原始定款の作成者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列举する。募集新株予約権の募集事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株主総会の特別決議により募集事項を定める。

ア：会社法579条は、持分会社の成立時期を本店所在地における設立登記時としている。持分会社の成立時期を理解する。

イ：会社法580条は、会社財産で完済できない場合等の社員責任を定め、有限責任社員の責任を出資価額から履行済額を控除した範囲に限定する。持分会社社員の対外責任の基本を理解する。

ウ：会社法585条1項は、持分譲渡について他の社員全員の承諾を原則とし、一定の例外を別途定める。持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する。

エ：会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「持分会社の成立時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社社員の対外責任の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「公開会社の募集新株予約権決定を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：特に有利な条件による場合等を除き、原則として取締役会が募集事項を定める。

ア．会社法240条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を定める。 公開会社の募集新株予約権決定を理解する。

イ．商法4条2項は店舗販売業者及び鉱業者を擬制商人として扱う。 擬制商人の類型を理解する。

ウ．商法501条1号は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産・不動産・有価証券の有償取得等を絶対的商行為とする。 絶対的商行為と営業的商行為等を区別する。

エ．商法502条は保険、運送、銀行取引、寄託の引受け、仲立ち・取次ぎ等を営業的商行為として列挙する。 営業的商行為の具体例を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法240条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を定める。 公開会社の募集新株予約権決定を理解する。

イ：誤り。この説明は「擬制商人の類型を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「絶対的商行為と営業的商行為等を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「営業的商行為の具体例を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法240条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を定める。 公開会社の募集新株予約権決定を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「募集新株予約権の申込みと割当てを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集新株予約権の申込者Aに対する割当てについて正しいものはどれか。 結論：株式会社は申込者の中から割当てを受ける者とその数を定め、申込みの数より少ない数を割り当てることができる。

ア．商法19条は商業帳簿を会計帳簿及び貸借対照表とし、適時・正確な作成、10年間の保存、裁判所による提出命令を定める。 商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する。

イ．会社法243条は募集新株予約権の割当てについて会社に割当先・数の決定を認める。 募集新株予約権の申込みと割当てを理解する。

ウ．会社法199条1項は募集株式の数を募集事項の一つとして明記する。 募集株式の募集事項を理解する。

エ．非公開会社では会社法199条2項・309条2項により募集事項決定は原則として株主総会特別決議による。 非公開会社の募集事項決定機関を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法243条は募集新株予約権の割当てについて会社に割当先・数の決定を認める。 募集新株予約権の申込みと割当てを理解する。

ウ：誤り。この説明は「募集株式の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「非公開会社の募集事項決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法243条は募集新株予約権の割当てについて会社に割当先・数の決定を認める。 募集新株予約権の申込みと割当てを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「総数引受契約の特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法は総数引受契約を認め、通常の申込み・割当て手続の一部を適用しない特則を置く。

- ア．会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。
- イ．会社法207条は募集株式の現物出資について検査役調査と例外を定める。現物出資による募集株式引受けの検査を理解する。
- ウ．会社法244条は募集新株予約権の総数引受契約を定める。総数引受契約の特則を理解する。
- エ．会社法208条5項は払込期日等に出資を履行しない引受人の失権を定める。募集株式の払込義務と失権を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「総数引受契約を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「現物出資による募集株式引受けの検査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法244条は募集新株予約権の総数引受契約を定める。総数引受契約の特則を理解する。
エ：誤り。この説明は「募集株式の払込義務と失権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法244条は募集新株予約権の総数引受契約を定める。総数引受契約の特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：標準

「募集新株予約権の払込みを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：有償で募集新株予約権を発行し、引受人Aが割当てを受けた場合の払込みについて正しいものはどれか。結論：Aは、払込期日までに募集新株予約権の払込金額の全額を払い込まなければならない。

- ア．会社法715条以下は社債権者集会の招集・決議等を規定する。社債権者集会の機能を理解する。
- イ．会社法180条2項の決定は309条2項の特別決議事項である。株式併合の決議要件を理解する。
- ウ．会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。株式併合による端数処理を理解する。
- エ．会社法246条は募集新株予約権の払込義務を定める。募集新株予約権の払込みを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「社債権者集会の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「株式併合の決議要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「株式併合による端数処理を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法246条は募集新株予約権の払込義務を定める。募集新株予約権の払込みを理解する。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法246条は募集新株予約権の払込義務を定める。募集新株予約権の払込みを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：応用

「不公正な新株予約権発行の差止めを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法定要件を満たす株主は、会社に対し募集新株予約権の発行をやめるよう請求できる。

ア．会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。 不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。

イ．会社法2条21号が新株予約権をこの趣旨で定義する。 新株予約権の基本概念を理解する。

ウ．会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。 新株予約権の内容事項を理解する。

エ．会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列挙する。 募集新株予約権の募集事項を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。 不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。

イ：誤り。この説明は「新株予約権の基本概念を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「新株予約権の内容事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「募集新株予約権の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。 不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090 株式・資金調達 > 新株予約権 | 難易度：応用

「新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：新株予約権者Aが権利を適法に行使し、必要な出資を履行した場合の効果として正しいものはどれか。 結論：Aは、新株予約権を行使した日に、目的である株式の株主となる。

ア．会社法246条は募集新株予約権の払込義務を定める。 募集新株予約権の払込みを理解する。

イ．会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。 新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。

ウ．会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。 不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。

エ．会社法25条2項は、各発起人に設立時発行株式1株以上の引受けを要求している。 発起人の株式引受義務を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「募集新株予約権の払込みを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。 新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。

ウ：誤り。この説明は「不公正な新株予約権発行の差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「発起人の株式引受義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。 新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：基礎

「社債募集事項の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：募集社債の総額

ア．会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。 設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。

イ．現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。 現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。

ウ．会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。 社債募集事項の基本を理解する。

エ．会社法33条10項は、現物出資財産等の価額が一定額以下の場合などに検査役調査を不要としている。 少額現物出資の検査役調査例外を押さえる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。 社債募集事項の基本を理解する。

エ：誤り。この説明は「少額現物出資の検査役調査例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。 社債募集事項の基本を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：標準

「社債原簿の役割を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社は社債を発行したとき、社債の種類や社債権者に関する法定事項を社債原簿に記載又は記録する。

ア．会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。 株式会社の成立時期を正確に押さえる。

イ．会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。 設立関係者の任務懈怠責任を理解する。

ウ．会社法828条は会社設立の無効を形成訴訟である設立無効の訴えにより争う制度を置く。 設立無効の訴えの専属性を理解する。

エ．会社法681条以下は社債原簿の作成・記載事項等を定める。 社債原簿の役割を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を正確に押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「設立関係者の任務懈怠責任を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「設立無効の訴えの専属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法681条以下は社債原簿の作成・記載事項等を定める。 社債原簿の役割を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法681条以下は社債原簿の作成・記載事項等を定める。 社債原簿の役割を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：標準

「社債管理者制度の趣旨を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法は原則として社債管理者を定め、社債権者のために弁済の受領や債権保全等を行わせる制度を置くが、法定の例外もある。

ア．会社法702条以下は社債管理者制度と設置不要の例外を定める。社債管理者制度の趣旨を理解する。

イ．会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。

ウ．会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。譲渡制限株式の承認機関を理解する。

エ．会社法130条は、株式取得について株主名簿への記載・記録を株式会社その他の第三者に対する対抗要件としている。株主名簿の対抗要件を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法702条以下は社債管理者制度と設置不要の例外を定める。社債管理者制度の趣旨を理解する。

イ：誤り。この説明は「株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「譲渡制限株式の承認機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株主名簿の対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法702条以下は社債管理者制度と設置不要の例外を定める。社債管理者制度の趣旨を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：応用

「社債権者集会の機能を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：同一種類の社債の社債権者が、会社法所定の事項について集団的に意思決定するための制度である。

ア．会社法174条以下は、定款の定めを前提に一般承継人への売渡請求制度を置く。相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する。

イ．会社法715条以下は社債権者集会の招集・決議等を規定する。社債権者集会の機能を理解する。

ウ．会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。

エ．会社法125条2項・3項は、株主及び債権者の閲覧・謄写請求権と、その法定拒絶事由を定める。株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法715条以下は社債権者集会の招集・決議等を規定する。社債権者集会の機能を理解する。

ウ：誤り。この説明は「単元株制度の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株主名簿の閲覧・謄写請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法715条以下は社債権者集会の招集・決議等を規定する。社債権者集会の機能を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：標準

「株式併合の決議要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として株主総会の特別決議を要する。

ア．会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。 株主総会の招集事項の決定主体を理解する。

イ．会社法299条1項は取締役会設置会社について原則2週間前までの通知を要求する。 株主総会招集通知の期間原則を理解する。

ウ．会社法180条2項の決定は309条2項の特別決議事項である。 株式併合の決議要件を理解する。

エ．会社法300条は株主全員の同意による招集手続省略を認める。 招集手続省略の要件を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株主総会の招集事項の決定主体を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主総会招集通知の期間原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法180条2項の決定は309条2項の特別決議事項である。株式併合の決議要件を理解する。

エ：誤り。この説明は「招集手続省略の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法180条2項の決定は309条2項の特別決議事項である。株式併合の決議要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：応用

「株式併合による端数処理を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式併合の結果、ある株主に1株に満たない端数が生じる場合の会社法上の扱いとして正しいものはどれか。 結論：会社法所定の方法で端数相当株式を売却等し、その代金を端数に応じて株主に交付する仕組みがある。

ア．会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。 議決権の不統一行使を理解する。

イ．会社法314条は取締役等の説明義務を定める。 取締役等の株主総会での説明義務を理解する。

ウ．会社法319条1項は全員の書面・電磁的同意による決議省略を認める。 株主総会決議の省略制度を理解する。

エ．会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。 株式併合による端数処理を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「議決権の不統一行使を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役等の株主総会での説明義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主総会決議の省略制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。株式併合による端数処理を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。株式併合による端数処理を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：標準

「株式分割の決定事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：株式会社は、株式分割の割合や基準日など会社法所定の事項を決定して株式を分割する。

ア．会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。株式分割の決定事項を理解する。

イ．会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。

ウ．会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。

エ．会社法348条は取締役会非設置会社における業務執行と決定方法を定める。取締役会非設置会社の業務執行を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。株式分割の決定事項を理解する。

イ：誤り。この説明は「取締役の解任と損害賠償を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取締役選任決議の定足数規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の業務執行を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。株式分割の決定事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0098 株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：標準

「株式分割と資本金の関係を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：株式分割それ自体によって会社の資本金の額が当然に増加するわけではない。

ア．会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。取締役会の基本権限を理解する。

イ．株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。株式分割と資本金の関係を理解する。

ウ．会社法362条4項は重要な業務執行事項を取締役会自身の決定事項としている。重要な業務執行の委任禁止を理解する。

エ．会社法369条1項が取締役会決議の原則的な定足数・多数要件を定める。取締役会決議の基本要件を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「取締役会の基本権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。株式分割と資本金の関係を理解する。

ウ：誤り。この説明は「重要な業務執行の委任禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役会決議の基本要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。株式分割と資本金の関係を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099

株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：標準

「株式無償割当ての概念を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式無償割当てについて正しいものはどれか。 結論：株主に対して、その有する株式数に応じて新たに払込みをさせることなく株式を割り当てる制度である。

ア．会社法381条1項が監査役職務として取締役職務執行監査と監査報告作成を定める。 監査役職務の監査権限を理解する。

イ．会社法383条1項は監査役取締役会出席・意見陳述を定める。 監査役取締役会出席義務を理解する。

ウ．会社法185条以下は株式無償割当て制度を定める。 株式無償割当ての概念を理解する。

エ．会社法337条1項は会計監査人の資格を公認会計士又は監査法人に限定する。 会計監査人の資格を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「監査役職務の監査権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「監査役取締役会出席義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法185条以下は株式無償割当て制度を定める。 株式無償割当ての概念を理解する。

エ：誤り。この説明は「会計監査人の資格を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法185条以下は株式無償割当て制度を定める。 株式無償割当ての概念を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100

株式・資金調達 > 社債・株式の併合分割等 | 難易度：応用

「単元未満株式の議決権制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：単元株制度を採用する会社で、株主Aが1単元に満たない株式だけを有している場合の原則として正しいものはどれか。 結論：Aは、その単元未満株式について株主総会の議決権を行使できない。

ア．会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。 各委員会の構成要件を理解する。

イ．会社法404条は各委員会の権限を分担している。 指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する。

ウ．会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。 株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。

エ．会社法189条1項は単元未満株式について原則として議決権を認めない。 単元未満株式の議決権制限を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「各委員会の構成要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法189条1項は単元未満株式について原則として議決権を認めない。 単元未満株式の議決権制限を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法189条1項は単元未満株式について原則として議決権を認めない。 単元未満株式の議決権制限を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101

計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：基礎

「株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：株式会社は、適時に正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、これを保存しなければならない。

- ア．会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。
- イ．会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。
- ウ．会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。
- エ．会社法207条は募集株式の現物出資について検査役調査と例外を定める。現物出資による募集株式引受けの検査を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。
イ：誤り。この説明は「募集株式の申込みと割当てを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「総数引受契約を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「現物出資による募集株式引受けの検査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102

計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：基礎

「計算書類と事業報告の区別を押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：会社法上の「計算書類」に関する記述として正しいものはどれか。結論：計算書類には貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものが含まれ、事業報告は計算書類とは別に作成される。

- ア．会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列举する。募集新株予約権の募集事項を理解する。
- イ．会社法435条2項は計算書類を貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものとし、同条は事業報告を別個の書類として扱う。計算書類と事業報告の区別を押さえる。
- ウ．会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。
- エ．会社法240条1項は公開会社における原則的な取締役会決定を定める。公開会社の募集新株予約権決定を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「募集新株予約権の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法435条2項は計算書類を貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものとし、同条は事業報告を別個の書類として扱う。計算書類と事業報告の区別を押さえる。
ウ：誤り。この説明は「非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「公開会社の募集新株予約権決定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法435条2項は計算書類を貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものとし、同条は事業報告を別個の書類として扱う。計算書類と事業報告の区別を押さえる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103 計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：基礎

「定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：取締役は計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、計算書類について承認を受け、事業報告の内容を報告する。

ア．会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。

イ．会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。社債募集事項の基本を理解する。

ウ．会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

エ．会社法681条以下は社債原簿の作成・記載事項等を定める。社債原簿の役割を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「社債募集事項の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

エ：誤り。この説明は「社債原簿の役割を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104 計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：基礎

「会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：取締役は計算書類の内容を定時株主総会に報告すれば足り、同総会による承認を受けることを要しない。

ア．会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。株式分割の決定事項を理解する。

イ．株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。株式分割と資本金の関係を理解する。

ウ．会社法185条以下は株式無償割当て制度を定める。株式無償割当ての概念を理解する。

エ．会社法439条の要件を満たす会計監査人設置会社では、計算書類は定時株主総会の承認事項ではなく報告事項となる。会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式分割の決定事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式分割と資本金の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式無償割当ての概念を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法439条の要件を満たす会計監査人設置会社では、計算書類は定時株主総会の承認事項ではなく報告事項となる。会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法439条の要件を満たす会計監査人設置会社では、計算書類は定時株主総会の承認事項ではなく報告事項となる。会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105

計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：標準

「計算書類の公告義務の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告し、大会社では原則として損益計算書も公告する。

ア．会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。ただし法定の例外はある。 計算書類の公告義務の基本を理解する。

イ．会社法576条1項6号は、有限責任社員について出資の目的を金銭等に限定している。有限責任社員の出資目的の制限を理解する。

ウ．会社法578条は合同会社の設立時に、設立登記までの出資の全額払込み又は全部給付を要求する。合同会社設立時の出資履行時期を理解する。

エ．会社法579条は、持分会社の成立時期を本店所在地における設立登記時としている。持分会社の成立時期を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。ただし法定の例外はある。 計算書類の公告義務の基本を理解する。

イ：誤り。この説明は「有限責任社員の出資目的の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「持分会社の成立時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。ただし法定の例外はある。 計算書類の公告義務の基本を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106

計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：標準

「資本金と資本準備金の基本的な計上ルールを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：500万円を資本金として計上し、残り500万円を資本準備金として計上することができる。

ア．商法3条1項は、当事者の一方のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。一方的商行為における商法適用範囲を理解する。

イ．会社法445条2項・3項により、払込額の2分の1を超えない額を資本金に計上しないことができ、その額は資本準備金に計上する。 資本金と資本準備金の基本的な計上ルールを理解する。

ウ．商法4条1項は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」を商人と定義する。 商法上の商人の基本定義を理解する。

エ．商法4条2項は店舗販売業者及び鉱業者を擬制商人として扱う。 擬制商人の類型を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「一方的商行為における商法適用範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法445条2項・3項により、払込額の2分の1を超えない額を資本金に計上しないことができ、その額は資本準備金に計上する。 資本金と資本準備金の基本的な計上ルールを理解する。

ウ：誤り。この説明は「商法上の商人の基本定義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「擬制商人の類型を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法445条2項・3項により、払込額の2分の1を超えない額を資本金に計上しないことができ、その額は資本準備金に計上する。 資本金と資本準備金の基本的な計上ルールを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107

計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：標準

「資本金減少の決定事項と限度を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として株主総会の決議により減少する資本金の額と効力発生日を定め、減少額は効力発生日の資本金額を超えることができない。

ア．商法12条は不正目的の誤認名称・商号の使用を禁止し、被害商人に差止め・予防請求を認める。他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する。

イ．商法15条は商号譲渡を営業とともにする場合又は営業廃止時に限定し、第三者対抗要件として登記を要求する。商号譲渡の要件と対抗要件を理解する。

ウ．会社法447条は、資本金減少の決定事項として減少額・効力発生日を定め、減少額の上限を効力発生日の資本金額としている。資本金減少の決定事項と限度を理解する。

エ．商法19条は商業帳簿を会計帳簿及び貸借対照表とし、適時・正確な作成、10年間の保存、裁判所による提出命令を定める。商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「商号譲渡の要件と対抗要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法447条は、資本金減少の決定事項として減少額・効力発生日を定め、減少額の上限を効力発生日の資本金額としている。資本金減少の決定事項と限度を理解する。

エ：誤り。この説明は「商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法447条は、資本金減少の決定事項として減少額・効力発生日を定め、減少額の上限を効力発生日の資本金額としている。資本金減少の決定事項と限度を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108

計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：標準

「資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：債権者に異議を述べる機会を与える手続が設けられており、異議申述期間は1か月を下ることができない。

ア．会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。略式組織再編の基本構造を理解する。

イ．会社法796条2項は、存続株式会社側について対価規模が純資産額の5分の1以下となる場合を基本に、一定の例外を除き簡易手続を認める。簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する。

ウ．吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。合併時の債権者異議手続を理解する。

エ．会社法449条は資本金等の減少について債権者異議手続を定め、異議を述べることができる期間を1か月以上とする。資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「略式組織再編の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「合併時の債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法449条は資本金等の減少について債権者異議手続を定め、異議を述べることができる期間を1か月以上とする。資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法449条は資本金等の減少について債権者異議手続を定め、異議を述べることができる期間を1か月以上とする。資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109 計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：標準

「剰余金配当の相手方に関する原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社による剰余金の配当に関する記述として正しいものはどれか。 結論：株式会社は、その株主に対して剰余金の配当をすることができるが、当該株式会社自身は配当の相手方から除かれる。

- ア．会社法453条は、株式会社がその株主（当該株式会社を除く。）に剰余金の配当をすることができると定める。 剰余金配当の相手方に関する原則を理解する。
- イ．会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。 株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。
- ウ．会社法772条・773条は、株式移転をする株式会社が新たな株式会社を株式移転設立完全親会社として設立する仕組みを定める。 株式移転による完全親会社の新設を理解する。
- エ．株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。 株式交換と株式移転の相違を理解する。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法453条は、株式会社がその株主（当該株式会社を除く。）に剰余金の配当をすることができると定める。 剰余金配当の相手方に関する原則を理解する。
 - イ：誤り。この説明は「株式交換の効力発生日における株式取得を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：誤り。この説明は「株式移転による完全親会社の新設を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：誤り。この説明は「株式交換と株式移転の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法453条は、株式会社がその株主（当該株式会社を除く。）に剰余金の配当をすることができると定める。 剰余金配当の相手方に関する原則を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110 計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：標準

「現物配当における金銭分配請求権を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株主総会の決議で、株主に配当財産に代えて金銭を請求できる金銭分配請求権を与えることができる。

- ア．会社法432条は、適時・正確な会計帳簿の作成と、閉鎖時から10年間の保存を定める。 株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する。
- イ．会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。 現物配当における金銭分配請求権を理解する。
- ウ．会社法435条2項は計算書類を貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものとし、同条は事業報告を別個の書類として扱う。 計算書類と事業報告の区別を押さえる。
- エ．会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。 定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「株式会社の会計帳簿の作成・保存期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。 現物配当における金銭分配請求権を理解する。
 - ウ：誤り。この説明は「計算書類と事業報告の区別を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：誤り。この説明は「定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。 現物配当における金銭分配請求権を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111 計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：応用

「中間配当の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：一事業年度の途中に1回に限り、取締役会の決議によって、金銭を配当財産とする中間配当を行うことができる。

ア．会社法449条は資本金等の減少について債権者異議手続を定め、異議を述べることができる期間を1か月以上とする。資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する。

イ．会社法453条は、株式会社がその株主（当該株式会社を除く。）に剰余金の配当をすることができると定める。剰余金配当の相手方に関する原則を理解する。

ウ．中間配当は、定款の定めがある取締役会設置会社で、一事業年度の途中1回に限り、取締役会決議により金銭配当として行える。中間配当の要件を理解する。

エ．会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。現物配当における金銭分配請求権を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「資本金減少に伴う債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「剰余金配当の相手方に関する原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。中間配当は、定款の定めがある取締役会設置会社で、一事業年度の途中1回に限り、取締役会決議により金銭配当として行える。中間配当の要件を理解する。

エ：誤り。この説明は「現物配当における金銭分配請求権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。中間配当は、定款の定めがある取締役会設置会社で、一事業年度の途中1回に限り、取締役会決議により金銭配当として行える。中間配当の要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112 計算・組織再編 > 計算書類・剰余金 | 難易度：応用

「分配可能額規制の機能を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社の剰余金配当等に対する分配可能額規制について正しいものはどれか。結論：一定の剰余金配当等により株主に交付する金銭等の帳簿価額の総額は、原則としてその行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

ア．会社法28条は現物出資などの事項を原始定款に記載・記録しなければ効力を生じない相対的記載事項としている。変態設立事項の効力要件を理解する。

イ．株式会社の原始定款は会社法30条により公証人の認証を要する。株式会社の原始定款の認証を理解する。

ウ．会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。

エ．会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。分配可能額規制の機能を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「変態設立事項の効力要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式会社の原始定款の認証を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。分配可能額規制の機能を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。分配可能額規制の機能を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113 計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「合併には合併契約が必要であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない。

ア：会社法748条は、会社が他の会社と合併する場合、合併をする会社が合併契約を締結することを要求している。合併には合併契約が必要であることを理解する。

イ：募集設立では、設立時募集株式の払込み等の後に創立総会を開催する仕組みが置かれている。募集設立における創立総会の位置づけを理解する。

ウ：発起設立では出資履行後、発起人が設立時取締役を選任する。発起設立における設立時取締役の選任を理解する。

エ：会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。株式会社の成立時期を正確に押さえる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法748条は、会社が他の会社と合併する場合、合併をする会社が合併契約を締結することを要求している。合併には合併契約が必要であることを理解する。

イ：誤り。この説明は「募集設立における創立総会の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「発起設立における設立時取締役の選任を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を正確に押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法748条は、会社が他の会社と合併する場合、合併をする会社が合併契約を締結することを要求している。合併には合併契約が必要であることを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114 計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「吸収合併の包括承継を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

ア：会社法109条2項は非公開会社について一定の属人的定めを認める。非公開会社の属人的定めを理解する。

イ：会社法750条は、効力発生日に存続株式会社が消滅会社の権利義務を承継することを定める。吸収合併の包括承継を理解する。

ウ：会社法108条は剰余金配当を含む複数の事項について内容の異なる種類株式を認める。種類株式の内容を識別する。

エ：会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「非公開会社の属人的定めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法750条は、効力発生日に存続株式会社が消滅会社の権利義務を承継することを定める。吸収合併の包括承継を理解する。

ウ：誤り。この説明は「種類株式の内容を識別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法750条は、効力発生日に存続株式会社が消滅会社の権利義務を承継することを定める。吸収合併の包括承継を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115 計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：吸収合併では合併後も既存の会社が存続するのに対し、新設合併では合併により新たな会社を設立する。

ア．会社法308条2項により会社自身の保有する自己株式には議決権がない。自己株式の議決権制限を理解する。

イ．会社法156条は株主との合意による自己株式取得について株主総会で所定事項を定める基本手続を置く。自己株式取得の手続原則を理解する。

ウ．吸収合併は既存会社が存続会社となる形態、新設合併は新会社を設立して消滅会社の権利義務を承継させる形態である。吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する。

エ．会社法174条以下は、定款の定めを前提に一般承継人への売渡請求制度を置く。相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「自己株式の議決権制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「自己株式取得の手続原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。吸収合併は既存会社が存続会社となる形態、新設合併は新会社を設立して消滅会社の権利義務を承継させる形態である。吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する。

エ：誤り。この説明は「相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。吸収合併は既存会社が存続会社となる形態、新設合併は新会社を設立して消滅会社の権利義務を承継させる形態である。吸収合併と新設合併の構造上の違いを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116 計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって吸収合併契約の承認を受けなければならない。

ア．会社法296条1項が定時株主総会の招集を求める。定時株主総会の招集義務を理解する。

イ．会社法297条は原則として議決権3%以上を要件とする招集請求権を定める。少数株主による総会招集請求を理解する。

ウ．会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。株主総会の招集事項の決定主体を理解する。

エ．会社法783条は、吸収合併消滅株式会社について、原則として効力発生日の前日までの株主総会承認を要求する。消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「定時株主総会の招集義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「少数株主による総会招集請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主総会の招集事項の決定主体を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法783条は、吸収合併消滅株式会社について、原則として効力発生日の前日までの株主総会承認を要求する。消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法783条は、吸収合併消滅株式会社について、原則として効力発生日の前日までの株主総会承認を要求する。消滅株式会社における吸収合併契約承認の原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117 計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「略式組織再編の基本構造を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：A株式会社がB株式会社の特別支配会社に該当し、A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併を行う場合について、会社法784条の原則的な考え方として正しいものはどれか。 結論：B社では、特別支配会社であるA社との関係を理由として、吸収合併契約について株主総会承認を要しない場合がある。

ア．会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。略式組織再編の基本構造を理解する。

イ．会社法309条2項は一定の重要事項について原則として出席議決権の3分の2以上を要求する。特別決議の要件を理解する。

ウ．会社法310条は代理人による議決権行使を認め、代理権証明書面等を予定する。議決権の代理行使制度を理解する。

エ．会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。略式組織再編の基本構造を理解する。

イ：誤り。この説明は「特別決議の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「議決権の代理行使制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「議決権の不統一行使を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。略式組織再編の基本構造を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118 計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：消滅会社の株主等に交付する対価の価額が存続会社の純資産額の5分の1を超えない場合など、法定要件を満たせば承認を要しないことがある。

ア．会社法332条1項が取締役任期の基本形を定める。取締役の任期の原則を理解する。

イ．会社法796条2項は、存続株式会社側について対価規模が純資産額の5分の1以下となる場合を基本に、一定の例外を除き簡易手続を認める。簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する。

ウ．会社法332条2項は非公開会社について定款による最長10年への伸長を認める。非公開会社での取締役任期伸長を理解する。

エ．会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「取締役の任期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法796条2項は、存続株式会社側について対価規模が純資産額の5分の1以下となる場合を基本に、一定の例外を除き簡易手続を認める。簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する。

ウ：誤り。この説明は「非公開会社での取締役任期伸長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役の解任と損害賠償を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法796条2項は、存続株式会社側について対価規模が純資産額の5分の1以下となる場合を基本に、一定の例外を除き簡易手続を認める。簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119

計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「合併時の債権者異議手続を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法は消滅会社側及び存続会社側について、それぞれ一定の債権者が異議を述べることのできる手続を設けている。

ア．会社法356条は取締役の競業取引について重要事実の開示と承認を要求する。 競業取引の承認規制を理解する。

イ．会社法356条1項2号は直接取引などの利益相反取引について承認を要求する。 利益相反取引の規律を理解する。

ウ．吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。 合併時の債権者異議手続を理解する。

エ．会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。 取締役会の基本権限を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「競業取引の承認規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「利益相反取引の規律を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。 合併時の債権者異議手続を理解する。

エ：誤り。この説明は「取締役会の基本権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。 合併時の債権者異議手続を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120

計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「反対株主の株式買取請求の趣旨を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法定の「反対株主」に該当する株主は、所定の手続により会社に対して自己の株式を公正な価格で買い取るよう請求できる場合がある。

ア．会社法336条1項は監査役の原則任期を4年とする。 監査役の任期を理解する。

イ．会社法335条2項は監査の独立性確保のため一定の兼任を禁止する。 監査役の兼任禁止を理解する。

ウ．会社法381条1項が監査役の職務として取締役の職務執行監査と監査報告作成を定める。 監査役の監査権限を理解する。

エ．会社法785条・797条は、吸収合併等に反対する株主に対し、要件の下で公正な価格による株式買取請求権を認める。 反対株主の株式買取請求の趣旨を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「監査役の任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「監査役の兼任禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「監査役の監査権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法785条・797条は、吸収合併等に反対する株主に対し、要件の下で公正な価格による株式買取請求権を認める。 反対株主の株式買取請求の趣旨を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法785条・797条は、吸収合併等に反対する株主に対し、要件の下で公正な価格による株式買取請求権を認める。 反対株主の株式買取請求の趣旨を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121

計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：応用

「吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：吸収分割による権利義務の承継について正しいものはどれか。結論：吸収分割会社は、吸収分割契約で定めたその事業に関する権利義務の全部又は一部を、既存の承継会社に承継させる。

ア．会社分割では、合併のように会社の全権利義務が当然に包括承継されるのではなく、分割契約等で対象となる権利義務を定める。吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する。

イ．会社法332条3項・4項は監査等委員である取締役の任期を定め、短縮を認めない。監査等委員である取締役の任期を区別する。

ウ．会社法2条12号・400条以下はこの三委員会を置く機関設計を定める。指名委員会等設置会社の三委員会を理解する。

エ．会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社分割では、合併のように会社の全権利義務が当然に包括承継されるのではなく、分割契約等で対象となる権利義務を定める。吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する。

イ：誤り。この説明は「監査等委員である取締役の任期を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「指名委員会等設置会社の三委員会を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「各委員会の構成要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社分割では、合併のように会社の全権利義務が当然に包括承継されるのではなく、分割契約等で対象となる権利義務を定める。吸収分割が特定の権利義務を承継させる制度であることを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122

計算・組織再編 > 合併・会社分割 | 難易度：応用

「新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：新設分割では新たに設立する会社の新設分割計画で定めた権利義務を承継させ、設立会社は株式会社又は持分会社となり得る。

ア．会社法199条3項は有利発行について取締役の理由説明を要求する。有利発行における説明義務を理解する。

イ．会社法762条以下は新設分割を規定し、763・765条により設立会社として株式会社又は持分会社を予定している。新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する。

ウ．会社法202条は株主割当ての制度を定める。株主割当ての基本を理解する。

エ．会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「有利発行における説明義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法762条以下は新設分割を規定し、763・765条により設立会社として株式会社又は持分会社を予定している。新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する。

ウ：誤り。この説明は「株主割当ての基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「募集株式の申込みと割当てを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法762条以下は新設分割を規定し、763・765条により設立会社として株式会社又は持分会社を予定している。新設分割の構造を吸収分割と対比して理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123

計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：基礎

「株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式交換完全子会社となる会社は株式会社である。

ア．会社法2条21号が新株予約権をこの趣旨で定義する。新株予約権の基本概念を理解する。

イ．会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。新株予約権の内容事項を理解する。

ウ．会社法767条以下は、株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を定める。株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する。

エ．会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列挙する。募集新株予約権の募集事項を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「新株予約権の基本概念を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「新株予約権の内容事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法767条以下は、株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を定める。株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する。

エ：誤り。この説明は「募集新株予約権の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法767条以下は、株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を定める。株式交換完全子会社となる会社の種類を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124

計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：基礎

「株式交換の効力発生日における株式取得を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式交換完全親会社は効力発生日に、完全子会社の発行済株式のうち自己が既に有するものを除く全部を取得する。

ア．会社法246条は募集新株予約権の払込義務を定める。募集新株予約権の払込みを理解する。

イ．会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。

ウ．会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。

エ．会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「募集新株予約権の払込みを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「不公正な新株予約権発行の差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125 計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：標準

「株式移転による完全親会社の新設を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式移転に関する記述として正しいものはどれか。 結論：一又は二以上の株式会社が、株式移転により新たに株式会社を設立し、その設立会社を完全親会社とする。

- ア．会社法772条・773条は、株式移転をする株式会社が新たな株式会社を株式移転設立完全親会社として設立する仕組みを定める。 株式移転による完全親会社の新設を理解する。
- イ．会社法180条2項の決定は309条2項の特別決議事項である。 株式併合の決議要件を理解する。
- ウ．会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。 株式併合による端数処理を理解する。
- エ．会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。 株式分割の決定事項を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法772条・773条は、株式移転をする株式会社が新たな株式会社を株式移転設立完全親会社として設立する仕組みを定める。 株式移転による完全親会社の新設を理解する。
イ：誤り。この説明は「株式併合の決議要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「株式併合による端数処理を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「株式分割の決定事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法772条・773条は、株式移転をする株式会社が新たな株式会社を株式移転設立完全親会社として設立する仕組みを定める。 株式移転による完全親会社の新設を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126 計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：標準

「株式交換と株式移転の相違を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式交換は既存の会社を完全親会社とすることができるのに対し、株式移転では完全親会社となる株式会社を新たに設立する。

- ア．会社法576条は、目的・商号・本店所在地に加え、社員に関する事項、責任区分、出資内容等を定款事項としている。 持分会社の定款記載事項を理解する。
- イ．株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。 株式交換と株式移転の相違を理解する。
- ウ．会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。 合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。
- エ．会社法576条1項6号は、有限責任社員について出資の目的を金銭等に限定している。 有限責任社員の出資目的の制限を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「持分会社の定款記載事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。 株式交換と株式移転の相違を理解する。
ウ：誤り。この説明は「合名・合資・合同会社の責任構造を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「有限責任社員の出資目的の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。 株式交換と株式移転の相違を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127 計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：標準

「株式移転設立完全親会社の会社形態を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式移転設立完全親会社は株式会社である。

ア．会社法590条は、社員の業務執行権、複数社員の場合の過半数決定、常務の単独執行と異議の扱いを定める。 持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する。

イ．会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。 持分会社の代表権の原則を理解する。

ウ．会社法773条は株式移転計画に、株式移転により設立する株式会社の商号等を定めることを要求する。 株式移転設立完全親会社の会社形態を理解する。

エ．商法3条1項は、当事者の一方のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。 一方的商行為における商法適用範囲を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社の代表権の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法773条は株式移転計画に、株式移転により設立する株式会社の商号等を定めることを要求する。 株式移転設立完全親会社の会社形態を理解する。

エ：誤り。この説明は「一方的商行為における商法適用範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法773条は株式移転計画に、株式移転により設立する株式会社の商号等を定めることを要求する。 株式移転設立完全親会社の会社形態を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128 計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：標準

「株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式交換完全親会社は株式会社だけでなく、合同会社となる場合も会社法上予定されている。

ア．商法503条は、商人が営業のためにする行為を商行為とし、商人の行為を営業のためにするものと推定する。 附屬的商行為と商人行為の推定を理解する。

イ．商法11条は個人商人等の商号選定を認め、商号登記をすることができると定める。 個人商人の商号選定と登記の基本を理解する。

ウ．商法12条は不正目的の誤認名称・商号の使用を禁止し、被害商人に差止め・予防請求を認める。 他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する。

エ．会社法768・769条は株式会社を親会社とする株式交換、770・771条は合同会社を親会社とする株式交換を規定する。 株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「附屬的商行為と商人行為の推定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「個人商人の商号選定と登記の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法768・769条は株式会社を親会社とする株式交換、770・771条は合同会社を親会社とする株式交換を規定する。 株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法768・769条は株式会社を親会社とする株式交換、770・771条は合同会社を親会社とする株式交換を規定する。 株式交換完全親会社には合同会社もなり得ることを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129 計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：応用

「組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式会社から持分会社へ、又は持分会社から株式会社へ会社形態を変更する制度であり、別会社への権利義務の承継を本質とする合併とは異なる。

ア．組織変更は同一の会社が株式会社と持分会社の間で会社形態を変更する制度であり、合併のように他会社へ包括承継させる制度ではない。 組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する。

イ．会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

ウ．会社法439条の要件を満たす会計監査人設置会社では、計算書類は定時株主総会の承認事項ではなく報告事項となる。 会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する。

エ．会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。ただし法定の例外はある。 計算書類の公告義務の基本を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。組織変更は同一の会社が株式会社と持分会社の間で会社形態を変更する制度であり、合併のように他会社へ包括承継させる制度ではない。 組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する。

イ：誤り。この説明は「定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「計算書類の公告義務の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。組織変更は同一の会社が株式会社と持分会社の間で会社形態を変更する制度であり、合併のように他会社へ包括承継させる制度ではない。 組織変更が同一会社の会社形態変更であることを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130 計算・組織再編 > 株式交換・株式移転・組織変更 | 難易度：応用

「持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：合同会社Aが適法な組織変更手続を経て株式会社へ組織変更する場合の効力として正しいものはどれか。 結論：A社は組織変更の効力発生日に株式会社となり、組織変更計画の定めに従って従前の社員は株主となる。

ア．会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。 現物配当における金銭分配請求権を理解する。

イ．会社法747条は、組織変更をする持分会社が効力発生日に株式会社となり、社員が計画に従って株主となることを定める。 持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する。

ウ．中間配当は、定款の定めがある取締役会設置会社で、一事業年度の途中1回に限り、取締役会決議により金銭配当として行える。 中間配当の要件を理解する。

エ．会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。 分配可能額規制の機能を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「現物配当における金銭分配請求権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法747条は、組織変更をする持分会社が効力発生日に株式会社となり、社員が計画に従って株主となることを定める。 持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する。

ウ：誤り。この説明は「中間配当の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「分配可能額規制の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法747条は、組織変更をする持分会社が効力発生日に株式会社となり、社員が計画に従って株主となることを定める。 持分会社から株式会社への組織変更の効力を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：基礎

「持分会社の原始定款の作成者を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：持分会社の設立時の定款作成について正しいものはどれか。結論：社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印する。

ア：会社法585条1項は、持分譲渡について他の社員全員の承諾を原則とし、一定の例外を別途定める。持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する。

イ：会社法590条は、社員の業務執行権、複数社員の場合の過半数決定、常務の単独執行と異議の扱いを定める。持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する。

ウ：会社法575条は、持分会社の社員になろうとする者が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印することを定める。持分会社の原始定款の作成者を理解する。

エ：会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。持分会社の代表権の原則を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法575条は、持分会社の社員になろうとする者が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印することを定める。持分会社の原始定款の作成者を理解する。

エ：誤り。この説明は「持分会社の代表権の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法575条は、持分会社の社員になろうとする者が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印することを定める。持分会社の原始定款の作成者を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：基礎

「持分会社の定款記載事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：持分会社の定款に記載又は記録すべき事項に関する記述として正しいものはどれか。結論：社員の氏名又は名称及び住所、社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるか、出資の目的及びその価額等は法定の定款事項である。

ア：株式会社の原始定款は会社法30条により公証人の認証を要する。株式会社の原始定款の認証を理解する。

イ：会社法32条は、定款に定めがない所定事項について発起人全員の同意を要求する。設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する。

ウ：現物出資等の変態設立事項には会社法33条の検査役調査が原則として予定され、法定の例外がある。現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する。

エ：会社法576条は、目的・商号・本店所在地に加え、社員に関する事項、責任区分、出資内容等を定款事項としている。持分会社の定款記載事項を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式会社の原始定款の認証を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「設立時発行株式に関する発起人の決定事項を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「現物出資等に対する検査役調査の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法576条は、目的・商号・本店所在地に加え、社員に関する事項、責任区分、出資内容等を定款事項としている。持分会社の定款記載事項を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法576条は、目的・商号・本店所在地に加え、社員に関する事項、責任区分、出資内容等を定款事項としている。持分会社の定款記載事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：基礎

「合名・合資・合同会社の責任構造を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：合名会社は社員全員が無限責任社員、合資会社は無限責任社員と有限責任社員が併存し、合同会社は社員全員が有限責任社員である。

ア．会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。 合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。

イ．発起設立では出資履行後、発起人が設立時取締役を選任する。 発起設立における設立時取締役の選任を理解する。

ウ．会社法49条により、株式会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する。 株式会社の成立時期を正確に押さえる。

エ．会社法53条は設立手続に関与する者の任務懈怠について会社に対する損害賠償責任を定める。 設立関係者の任務懈怠責任を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。 合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。

イ：誤り。この説明は「発起設立における設立時取締役の選任を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を正確に押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「設立関係者の任務懈怠責任を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。 合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：標準

「有限責任社員の出資目的の制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：持分会社の有限責任社員の出資の目的について正しいものはどれか。 結論：有限責任社員の出資の目的は、金銭その他の財産に限られ、信用や労務を出資の目的とすることはできない。

ア．会社法108条は剰余金配当を含む複数の事項について内容の異なる種類株式を認める。 種類株式の内容を識別する。

イ．会社法576条1項6号は、有限責任社員について出資の目的を金銭等に限定している。 有限責任社員の出資目的の制限を理解する。

ウ．会社法127条は譲渡自由を原則とし、107条等は譲渡制限株式を認める。 株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する。

エ．会社法139条は譲渡承認の決定機関をこのように定める。 譲渡制限株式の承認機関を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「種類株式の内容を識別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法576条1項6号は、有限責任社員について出資の目的を金銭等に限定している。 有限責任社員の出資目的の制限を理解する。

ウ：誤り。この説明は「株式譲渡自由の原則と譲渡制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「譲渡制限株式の承認機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法576条1項6号は、有限責任社員について出資の目的を金銭等に限定している。 有限責任社員の出資目的の制限を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：標準

「合同会社設立時の出資履行時期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：社員になろうとする者は、設立登記をする時までに、出資に係る金銭の全額を払い込み、又は金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。

ア：会社法156条は株主との合意による自己株式取得について株主総会で所定事項を定める基本手続を置く。自己株式取得の手続原則を理解する。

イ：会社法174条以下は、定款の定めを前提に一般承継人への売渡請求制度を置く。相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する。

ウ：会社法578条は合同会社の設立時に、設立登記までの出資の全額払込み又は全部給付を要求する。合同会社設立時の出資履行時期を理解する。

エ：会社法188条以下は単元株式数を定款で定める制度を置く。単元株制度の基本を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「自己株式取得の手続原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「相続等で取得された譲渡制限株式の売渡請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法578条は合同会社の設立時に、設立登記までの出資の全額払込み又は全部給付を要求する。合同会社設立時の出資履行時期を理解する。

エ：誤り。この説明は「単元株制度の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法578条は合同会社の設立時に、設立登記までの出資の全額払込み又は全部給付を要求する。合同会社設立時の出資履行時期を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：標準

「持分会社の成立時期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：持分会社が成立する時期について正しいものはどれか。結論：持分会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

ア：会社法297条は原則として議決権3%以上を要件とする招集請求権を定める。少数株主による総会招集請求を理解する。

イ：会社法298条4項により取締役会設置会社では招集事項を取締役会が決定する。株主総会の招集事項の決定主体を理解する。

ウ：会社法299条1項は取締役会設置会社について原則2週間前までの通知を要求する。株主総会招集通知の期間原則を理解する。

エ：会社法579条は、持分会社の成立時期を本店所在地における設立登記時としている。持分会社の成立時期を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「少数株主による総会招集請求を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主総会の招集事項の決定主体を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主総会招集通知の期間原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法579条は、持分会社の成立時期を本店所在地における設立登記時としている。持分会社の成立時期を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法579条は、持分会社の成立時期を本店所在地における設立登記時としている。持分会社の成立時期を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：標準

「持分会社社員の対外責任の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：無限責任社員は法定の場合に会社債務を弁済する責任を負い、有限責任社員は原則として未履行の出資価額を限度として責任を負う。

ア．会社法580条は、会社財産で完済できない場合等の社員責任を定め、有限責任社員の責任を出資価額から履行済額を控除した範囲に限定する。持分会社社員の対外責任の基本を理解する。

イ．会社法310条は代理人による議決権行使を認め、代理権証明書面等を予定する。議決権の代理行使制度を理解する。

ウ．会社法313条は議決権の不統一行使と事前通知を定める。議決権の不統一行使を理解する。

エ．会社法314条は取締役等の説明義務を定める。取締役等の株主総会での説明義務を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法580条は、会社財産で完済できない場合等の社員責任を定め、有限責任社員の責任を出資価額から履行済額を控除した範囲に限定する。持分会社社員の対外責任の基本を理解する。

イ：誤り。この説明は「議決権の代理行使制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「議決権の不統一行使を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役等の株主総会での説明義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法580条は、会社財産で完済できない場合等の社員責任を定め、有限責任社員の責任を出資価額から履行済額を控除した範囲に限定する。持分会社社員の対外責任の基本を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：標準

「持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：持分会社の社員が自己の持分を他人に譲渡する場合の会社法上の原則として正しいものはどれか。 結論：他の社員の全員の承諾を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。

ア．会社法332条2項は非公開会社について定款による最長10年への伸長を認める。非公開会社での取締役任期伸長を理解する。

イ．会社法585条1項は、持分譲渡について他の社員全員の承諾を原則とし、一定の例外を別途定める。持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する。

ウ．会社法339条は解任の自由と、正当理由のない解任に対する損害賠償を定める。取締役の解任と損害賠償を理解する。

エ．会社法341条は役員選任決議について定足数の最低限を3分の1とする。取締役選任決議の定足数規制を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「非公開会社での取締役任期伸長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法585条1項は、持分譲渡について他の社員全員の承諾を原則とし、一定の例外を別途定める。持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する。

ウ：誤り。この説明は「取締役の解任と損害賠償を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役選任決議の定足数規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法585条1項は、持分譲渡について他の社員全員の承諾を原則とし、一定の例外を別途定める。持分譲渡に必要な承諾の原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：応用

「持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：各社員が業務を執行し、業務の決定は原則として社員の過半数によるが、常務は各社員が単独で行うことができる。ただし完了前に他の社員が異議を述べた場合は別である。

ア：会社法356条1項2号は直接取引などの利益相反取引について承認を要求する。利益相反取引の規律を理解する。

イ：会社法362条2項はこれらを取締役会の主要権限として掲げる。取締役会の基本権限を理解する。

ウ：会社法590条は、社員の業務執行権、複数社員の場合の過半数決定、常務の単独執行と異議の扱いを定める。持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する。

エ：会社法362条4項は重要な業務執行事項を取締役会自身の決定事項としている。重要な業務執行の委任禁止を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「利益相反取引の規律を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役会の基本権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法590条は、社員の業務執行権、複数社員の場合の過半数決定、常務の単独執行と異議の扱いを定める。持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する。

エ：誤り。この説明は「重要な業務執行の委任禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法590条は、社員の業務執行権、複数社員の場合の過半数決定、常務の単独執行と異議の扱いを定める。持分会社の業務執行に関するデフォルトルールを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140 持分会社・商法 > 合同・合名・合資会社 | 難易度：応用

「持分会社の代表権の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：業務を執行する社員は原則として持分会社を代表するが、定款又は定款の定めに基づく社員の互選により代表社員を定めることができる。

ア：会社法335条2項は監査の独立性確保のため一定の兼任を禁止する。監査役の兼任禁止を理解する。

イ：会社法381条1項が監査役職務として取締役職務執行監査と監査報告作成を定める。監査役職務の監査権限を理解する。

ウ：会社法383条1項は監査役取締役会出席・意見陳述を定める。監査役取締役会出席義務を理解する。

エ：会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。持分会社の代表権の原則を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「監査役兼任禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「監査役職務の監査権限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「監査役取締役会出席義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。持分会社の代表権の原則を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法599条は業務執行社員の代表権を原則とし、代表社員を定める仕組みを認める。持分会社の代表権の原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141 持分会社・商法 > 商人・商行為 | 難易度：基礎

「一方的商行為における商法適用範囲を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：当事者の一方のために商行為となる行為について、商法の適用に関する原則として正しいものはどれか。結論：商法は、その行為について原則として当事者双方に適用される。

ア．商法3条1項は、当事者の一方のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。一方的商行為における商法適用範囲を理解する。

イ．会社法2条12号・400条以下はこの三委員会を置く機関設計を定める。指名委員会等設置会社の三委員会を理解する。

ウ．会社法400条1項・3項は各委員会の人数と社外取締役割合を定める。各委員会の構成要件を理解する。

エ．会社法404条は各委員会の権限を分担している。指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法3条1項は、当事者の一方のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。一方的商行為における商法適用範囲を理解する。

イ：誤り。この説明は「指名委員会等設置会社の三委員会を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「各委員会の構成要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「指名・監査・報酬各委員会の権限を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法3条1項は、当事者の一方のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。一方的商行為における商法適用範囲を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142 持分会社・商法 > 商人・商行為 | 難易度：基礎

「商法上の商人の基本定義を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：自己の名をもって商行為をすることを業とする者である。

ア．会社法202条は株主割当ての制度を定める。株主割当ての基本を理解する。

イ．商法4条1項は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」を商人と定義する。商法上の商人の基本定義を理解する。

ウ．会社法204条1項は会社に割当先・割当数の決定権を与え、申込数からの減少も認める。募集株式の申込みと割当てを区別する。

エ．会社法205条は総数引受契約による場合の特則を定める。総数引受契約を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「株主割当ての基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法4条1項は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」を商人と定義する。商法上の商人の基本定義を理解する。

ウ：誤り。この説明は「募集株式の申込みと割当てを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「総数引受契約を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法4条1項は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」を商人と定義する。商法上の商人の基本定義を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143 持分会社・商法 > 商人・商行為 | 難易度：標準

「擬制商人の類型を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：商法4条2項により商人とみなされる者に関する記述として正しいものはどれか。結論：店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者や鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない場合でも商人とみなされる。

- ア．会社法236条は目的株式数又は算定方法などを新株予約権の内容として定める。新株予約権の内容事項を理解する。
- イ．会社法238条1項が募集新株予約権の募集事項を列举する。募集新株予約権の募集事項を理解する。
- ウ．商法4条2項は店舗販売業者及び鉱業者を擬制商人として扱う。擬制商人の類型を理解する。
- エ．会社法238条2項・309条2項は非公開会社の募集新株予約権について原則として株主総会特別決議を要求する。非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。この説明は「新株予約権の内容事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「募集新株予約権の募集事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法4条2項は店舗販売業者及び鉱業者を擬制商人として扱う。擬制商人の類型を理解する。
- エ：誤り。この説明は「非公開会社の募集新株予約権決定機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法4条2項は店舗販売業者及び鉱業者を擬制商人として扱う。擬制商人の類型を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144 持分会社・商法 > 商人・商行為 | 難易度：標準

「絶対的商行為と営業的商行為等を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：利益を得て転売する意思で不動産を有償取得する行為。

- ア．会社法247条は法令・定款違反又は著しく不公正な方法による募集新株予約権発行の差止めを定める。不公正な新株予約権発行の差止めを理解する。
- イ．会社法282条は新株予約権行使による株主資格の取得時期を行使日とする。新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する。
- ウ．会社法676条は募集社債の総額などを募集事項として定める。社債募集事項の基本を理解する。
- エ．商法501条1号は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産・不動産・有価証券の有償取得等を絶対的商行為とする。絶対的商行為と営業的商行為等を区別する。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この説明は「不公正な新株予約権発行の差止めを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「新株予約権行使による株主資格取得時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「社債募集事項の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法501条1号は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産・不動産・有価証券の有償取得等を絶対的商行為とする。絶対的商行為と営業的商行為等を区別する。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法501条1号は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産・不動産・有価証券の有償取得等を絶対的商行為とする。絶対的商行為と営業的商行為等を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145 持分会社・商法 > 商人・商行為 | 難易度：標準

「営業的商行為の具体例を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：保険の引受け。

ア．商法502条は保険、運送、銀行取引、寄託の引受け、仲立ち・取次ぎ等を営業的商行為として列挙する。 営業的商行為の具体例を理解する。

イ．会社法234条は株式併合等により生じた1株未満の端数の処理を定める。 株式併合による端数処理を理解する。

ウ．会社法183条は株式分割に際して分割割合・基準日等を定めることを要求する。 株式分割の決定事項を理解する。

エ．株式分割は既存株式数を増加させる制度であり、募集株式の払込みのような新たな出資を当然には伴わない。 株式分割と資本金の関係を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法502条は保険、運送、銀行取引、寄託の引受け、仲立ち・取次ぎ等を営業的商行為として列挙する。 営業的商行為の具体例を理解する。

イ：誤り。この説明は「株式併合による端数処理を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式分割の決定事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式分割と資本金の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法502条は保険、運送、銀行取引、寄託の引受け、仲立ち・取次ぎ等を営業的商行為として列挙する。 営業的商行為の具体例を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146 持分会社・商法 > 商人・商行為 | 難易度：応用

「附属的商行為と商人行為の推定を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：商人Aが行った法律行為が営業のためのものか明らかでない場合に関する商法上の原則として正しいものはどれか。 結論：商人の行為はその営業のためにするものと推定され、営業のためにする行為は附属的商行為となる。

ア．会社法438条は、計算書類を定時株主総会の承認事項、事業報告を報告事項として区別している。 定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する。

イ．商法503条は、商人が営業のためにする行為を商行為とし、商人の行為を営業のためにするものと推定する。 附属的商行為と商人行為の推定を理解する。

ウ．会社法439条の要件を満たす会計監査人設置会社では、計算書類は定時株主総会の承認事項ではなく報告事項となる。 会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する。

エ．会社法440条は貸借対照表の公告を原則とし、大会社については損益計算書も公告対象とする。 ただし法定の例外はある。 計算書類の公告義務の基本を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「定時株主総会における計算書類と事業報告の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法503条は、商人が営業のためにする行為を商行為とし、商人の行為を営業のためにするものと推定する。 附属的商行為と商人行為の推定を理解する。

ウ：誤り。この説明は「会計監査人設置会社における計算書類承認の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「計算書類の公告義務の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法503条は、商人が営業のためにする行為を商行為とし、商人の行為を営業のためにするものと推定する。 附属的商行為と商人行為の推定を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147 持分会社・商法 > 商号・商業帳簿等 | 難易度：基礎

「個人商人の商号選定と登記の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：商法11条に基づく商号の選定に関する記述として正しいものはどれか。 結論：会社及び外国会社を除く商人は、その氏、氏名その他の名称を商号とすることができ、商号を登記することもできる。

ア．会社法454条4項は現物配当の場合に金銭分配請求権を与える旨とその行使期間を株主総会で定めることを認める。 現物配当における金銭分配請求権を理解する。

イ．中間配当は、定款の定めがある取締役会設置会社で、一事業年度の途中1回に限り、取締役会決議により金銭配当として行える。 中間配当の要件を理解する。

ウ．商法11条は個人商人等の商号選定を認め、商号登記をすることができると定める。 個人商人の商号選定と登記の基本を理解する。

エ．会社法461条は、剰余金配当等による会社財産の流出を分配可能額の範囲に制限し、債権者保護を図る。 分配可能額規制の機能を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「現物配当における金銭分配請求権を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「中間配当の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法11条は個人商人等の商号選定を認め、商号登記をすることができると定める。 個人商人の商号選定と登記の基本を理解する。

エ：誤り。この説明は「分配可能額規制の機能を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法11条は個人商人等の商号選定を認め、商号登記をすることができると定める。 個人商人の商号選定と登記の基本を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148 持分会社・商法 > 商号・商業帳簿等 | 難易度：標準

「他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号の使用について、商法上正しいものはどれか。 結論：不正の目的をもってそのような名称又は商号を使用することは禁止され、営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある商人は停止又は予防を請求できる。

ア．会社法784条1項は、存続会社等が消滅株式会社の特別支配会社である場合の略式手続を定める。 略式組織再編の基本構造を理解する。

イ．会社法796条2項は、存続株式会社側について対価規模が純資産額の5分の1以下となる場合を基本に、一定の例外を除き簡易手続を認める。 簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する。

ウ．吸収合併では消滅会社側は789条、存続会社側は799条を中心に債権者異議手続が設けられている。 合併時の債権者異議手続を理解する。

エ．商法12条は不正目的の誤認名称・商号の使用を禁止し、被害商人に差止め・予防請求を認める。 他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「略式組織再編の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「簡易組織再編の基本的な財産規模基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「合併時の債権者異議手続を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法12条は不正目的の誤認名称・商号の使用を禁止し、被害商人に差止め・予防請求を認める。 他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法12条は不正目的の誤認名称・商号の使用を禁止し、被害商人に差止め・予防請求を認める。 他人と誤認させる商号等の使用禁止と差止めを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149

持分会社・商法 > 商号・商業帳簿等 | 難易度：標準

「商号譲渡の要件と対抗要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：商人の商号の譲渡について正しいものはどれか。結論：商号は営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り譲渡でき、その譲渡は登記をしなければ第三者に対抗できない。

ア．商法15条は商号譲渡を営業とともにする場合又は営業廃止時に限定し、第三者対抗要件として登記を要求する。商号譲渡の要件と対抗要件を理解する。

イ．会社法769条は、効力発生日に株式交換完全親会社が完全子会社の発行済株式（親会社保有分を除く。）全部を取得すると定める。株式交換の効力発生日における株式取得を理解する。

ウ．会社法772条・773条は、株式移転をする株式会社が新たな株式会社を株式移転設立完全親会社として設立する仕組みを定める。株式移転による完全親会社の新設を理解する。

エ．株式交換は既存の株式会社又は合同会社を完全親会社とする制度、株式移転は新設株式会社を完全親会社とする制度である。株式交換と株式移転の相違を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法15条は商号譲渡を営業とともにする場合又は営業廃止時に限定し、第三者対抗要件として登記を要求する。商号譲渡の要件と対抗要件を理解する。

イ：誤り。この説明は「株式交換の効力発生日における株式取得を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式移転による完全親会社の新設を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式交換と株式移転の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法15条は商号譲渡を営業とともにする場合又は営業廃止時に限定し、第三者対抗要件として登記を要求する。商号譲渡の要件と対抗要件を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150

持分会社・商法 > 商号・商業帳簿等 | 難易度：応用

「商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：商法19条に定める商業帳簿について正しいものはどれか。結論：商人は営業のために使用する財産について適時に正確な商業帳簿を作成し、帳簿閉鎖の時から10年間、商業帳簿及び営業に関する重要な資料を保存しなければならず、裁判所は訴訟の当事者にその提出を命ずることができる。

ア．会社法575条は、持分会社の社員になるうとする者が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印することを定める。持分会社の原始定款の作成者を理解する。

イ．商法19条は商業帳簿を会計帳簿及び貸借対照表とし、適時・正確な作成、10年間の保存、裁判所による提出命令を定める。商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する。

ウ．会社法576条は、目的・商号・本店所在地に加え、社員に関する事項、責任区分、出資内容等を定款事項としている。持分会社の定款記載事項を理解する。

エ．会社法576条は各持分会社について社員の責任類型を区別している。合名・合資・合同会社の責任構造を区別する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「持分会社の原始定款の作成者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商法19条は商業帳簿を会計帳簿及び貸借対照表とし、適時・正確な作成、10年間の保存、裁判所による提出命令を定める。商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する。

ウ：誤り。この説明は「持分会社の定款記載事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合名・合資・合同会社の責任構造を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商法19条は商業帳簿を会計帳簿及び貸借対照表とし、適時・正確な作成、10年間の保存、裁判所による提出命令を定める。商業帳簿の作成・保存と裁判所の提出命令を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01